

# 滋賀県の廃棄物

平成 28 年度



滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

平成 28 年度「ごみ減量化と環境美化に関する標語・ポスター図案」最優秀賞・優秀賞者

○標語の部

最優秀賞 「持ち帰ろう！ 思い出いっぱい 出したゴミ！」

優秀賞	ぼくのごみ きちんとぶんべつ リサイクル 「かみゴミはここ!!」 ゴミばこいろいろ ぼくのうち ゴミゼロで まもろう川も みずうみも 不要品 友と分け合い 共にエコ！ 取り組もう 食べ物を作り過ぎない 残さない	田中 大幹さん 小森 春輝さん 青谷 真桜さん 秋道 琉翔さん 種子田 真湖さん 野洲 令子さん	米原市立大原小学校 4年 大津市立瀬田北小学校 1年 高島市立マキノ西小学校 1年 彦根市立旭森小学校 2年 大津市立瀬田小学校 6年 彦根市在住
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

○ポスターの部

最優秀賞 (表紙の絵) 堀川 あおいさん 滋賀大学教育学部附属中学校 2年

優秀賞



田浦 心晴さん  
草津市立老上小学校 2年



菱田 晴香さん  
彦根市立南中学校 2年



磯山 理子さん  
長浜市立湖北中学校 2年



中村 颯人さん  
彦根市立南中学校 3年



松木 亜樹さん  
彦根市立南中学校 3年

# はじめに

18世紀半ばより始まった産業革命以来、我々は優れた科学技術を背景として物質的豊かさを手にしましたが、資源の枯渇や環境破壊といった諸問題が現実的になるにつれ、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムが見直され始めました。

このような資源・環境に対する意識の高まりなどを背景に、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法等の環境関連法の整備が図られ、廃棄されてきた資源の利活用の促進が進められています。

また、行政のみならず、企業や県民においても環境への意識向上により、資源を大量かつ急速に浪費する社会から、3Rを推進する循環型社会への転換に向けた取組が進められています。

3Rとは、「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」を総称した言葉です。

「リデュース（発生抑制）」とは、廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること。

「リユース（再使用）」とは、一度使用された製品をできる限り繰り返し使用すること。

「リサイクル（再生利用）」とは再使用できないものでも、再生利用、熱回収により資源としてできる限り利用すること。

そして、3Rを実践してもなお、どうしても資源として利用できないものについては、適正な処分を行うこととなっています。

本県においても、「第四次滋賀県環境総合計画」に基づき環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、廃棄物の発生抑制等による減量や適正処理の観点から循環型社会の形成を推進するため、平成28年度に「第四次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、県民、事業者、行政などの各主体の協力のもと、2R（リデュース・リユース）の取組強化、リサイクルの推進および廃棄物の適正処理の推進に関する取組を進めています。

本書は、本県の廃棄物処理の概要や現状をとりまとめたもので、県民、事業者、行政などが循環型社会の実現に向けた取組を進めるための基礎資料として作成したものであり、多くの皆様に御活用いただければ幸いです。

平成29年3月

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

# 目 次

I	廃棄物の分類	1
II	一般廃棄物 ごみ処理の概要	2
1	ごみの排出量	2
2	ごみ処理の状況	4
3	資源化の状況	7
III	一般廃棄物 生活排水処理の概要	17
1	し尿処理の状況	18
2	生活雑排水処理の状況	21
IV	一般廃棄物 処理事業の概要	25
1	一般廃棄物処理事業経費と有料化状況	25
2	事務組合の組織状況	27
3	一般廃棄物処理施設等の整備状況	28
(1)	焼却処理施設	28
(2)	再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等	32
(3)	埋立処分地	34
(4)	し尿処理施設	35
(5)	浄化槽	37

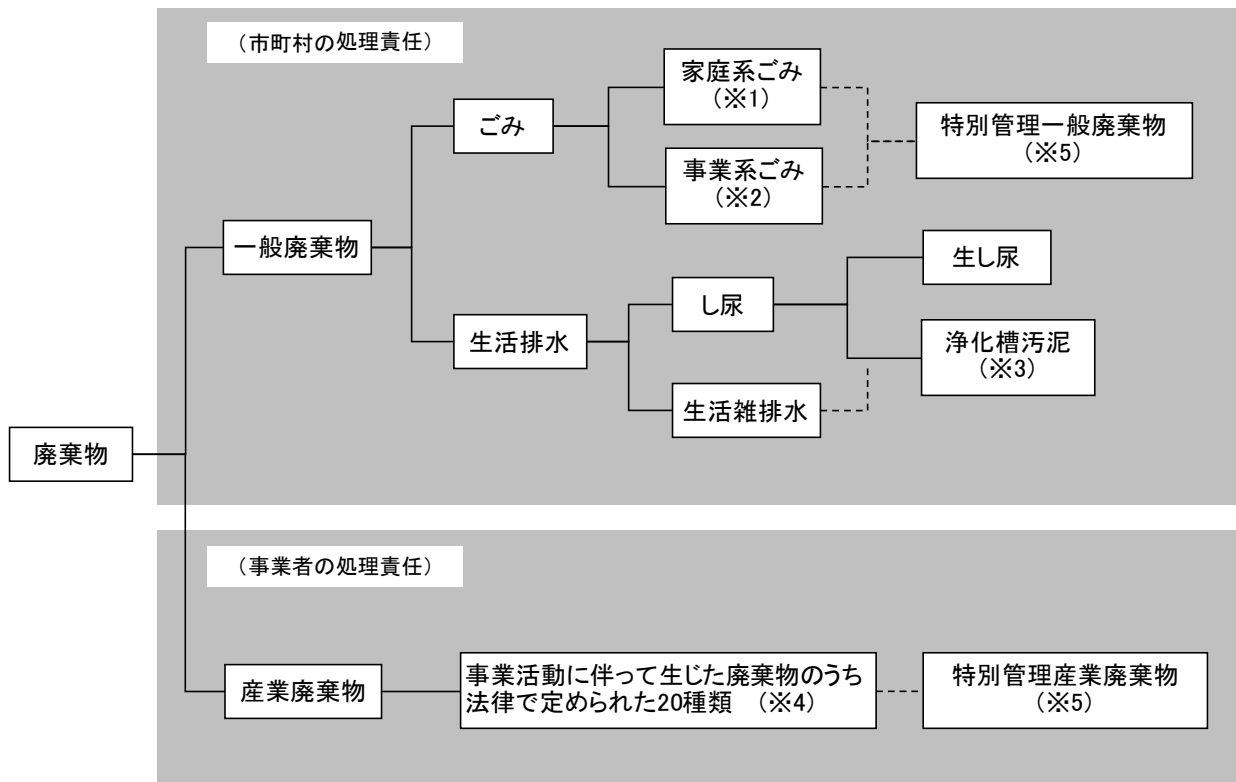
V	産業廃棄物の概要	39
1	産業廃棄物の排出量	39
(1)	産業廃棄物の総排出量	39
(2)	産業廃棄物の種類別排出量	40
2	産業廃棄物の処理状況	41
3	産業廃棄物処理業者の状況	44
(1)	収集運搬業者の収集運搬量	44
(2)	中間処理施設での処理状況	44
(3)	最終処分場での処理状況	45
(4)	許可登録状況	46
4	産業廃棄物処理施設の状況	48
5	公共関与による産業廃棄物処理事業	50
6	PCB廃棄物保管状況等届出の状況	51
7	監視指導等の状況	52
8	不法投棄等の状況	53
9	不法投棄対策	54
(1)	地域ごみ対策会議の開催	54
(2)	不法投棄防止強調月間事業	54
(3)	地域協働原状回復事業	55
(4)	その他の事業	55

# I 廃棄物の分類

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみや生活排水などの「一般廃棄物」と、工場などでの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。

一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については事業者の責任で処理することとなっています。

図－1 廃棄物の分類



※1 家庭から排出されるごみ(生活ごみ)

※2 事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物にあたらないもの

※3 一部地域に設置している浄化槽から収集された汚泥

※4 燃えがら／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず／鋸さい／がれき類／動物系固形不要物／動物のふん尿／動物の死体／ばいじん／  
上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（例えばコンクリート固型化物）  
（他に「輸入された廃棄物」があり、これを含めると21種類となる）

※5 爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

## II 一般廃棄物 ごみ処理の概要

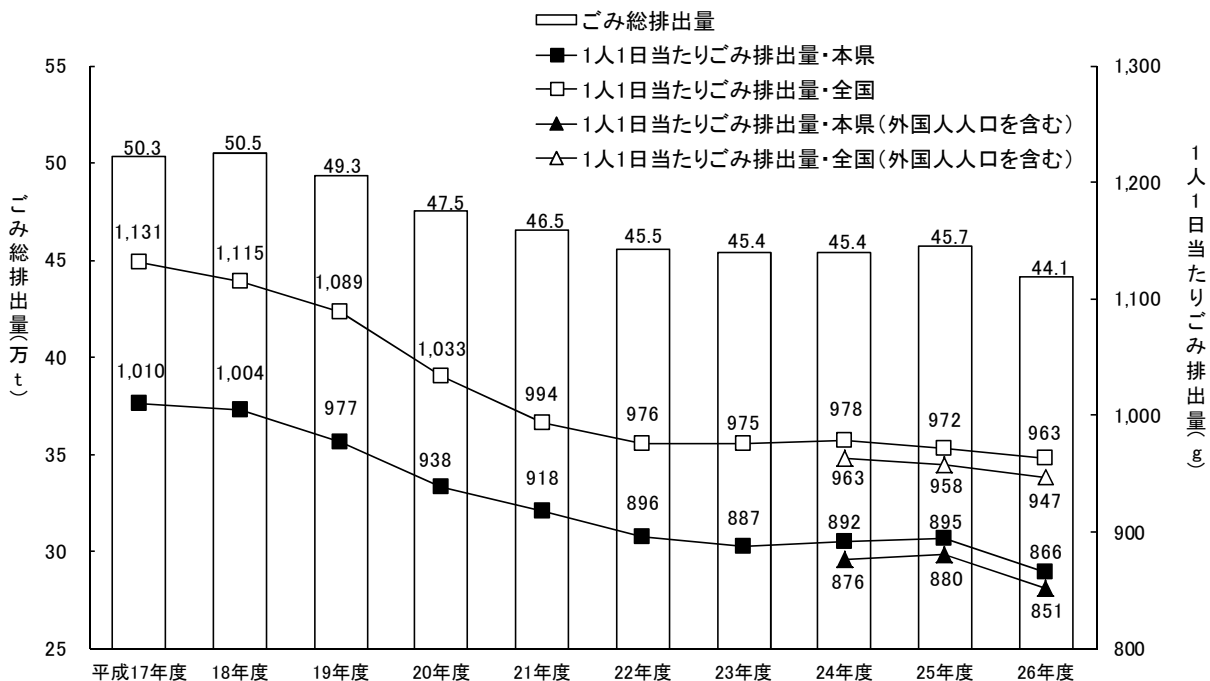
### 1 ごみの排出量

平成 26 年度における本県のごみ総排出量は 441,418t、1 人 1 日当たりごみ排出量は 851g であり、前年度に比べてごみ総排出量、1 人 1 日当たりごみ排出量ともに減少しています。

また、平成 23 年度以前と同様に総人口に外国人人口を含めず算出した場合、1 人 1 日当たりごみ排出量は 866g となり、こちらについても前年度に比べてごみ総排出量と 1 人 1 日当たりごみ排出量は減少しています。全国平均における 1 人 1 日当たりごみ排出量についても前年度に比べて減少しています。

また、市町等のごみ処理施設への搬入量に占める家庭系ごみの割合は 72%、事業系の割合は 28% となっています。

図-2 ごみ総排出量と 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移



(注1) △および▲は、外国人人口を含む場合の 1 人 1 日当たりごみ排出量（平成24年7月9日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象となりました。このため、平成24年度から総人口（住民基本台帳人口）に外国人人口を含むことになりました。）

(注2) ごみ総排出量の定義は平成17年度から変更されています。

#### ●ごみ総排出量の定義

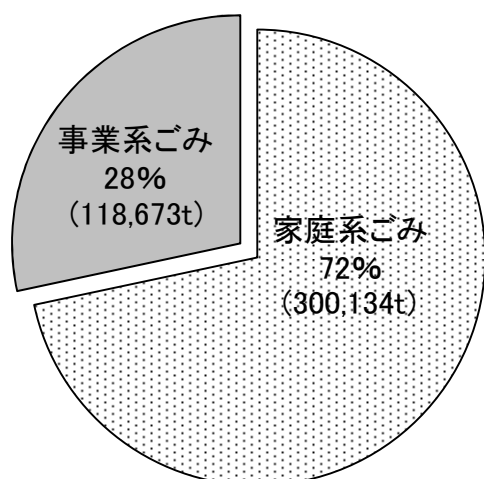
国において公表しているごみ総排出量の定義は、平成 17 年度実績より「収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量」（旧定義）から、「収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量」（新定義）に変更となりました。

#### ●1 人 1 日当たりごみ排出量

1 人 1 日当たりごみ排出量 = 総排出量 ÷ 総人口 ÷ 365※

※閏年では 366

図-3 家庭系ごみ・事業系ごみの搬入量割合(平成26年度)



搬入量(t)	
家庭系ごみ	300,134
事業系ごみ	118,673
合計	418,807

表-1 市町別ごみ排出量(平成26年度)

(t)

市町名	ごみ						収集ごみ量	直接搬入 ごみ	搬入量(≒ 処理量)	集団回収量	総排出量	自家処理量
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	混合ごみ						
大津市	82,962	3,277	6,972	1,797	713	0	95,721	832	96,553	9,734	106,287	0
彦根市	31,419	1,013	2,876	0	64	0	35,372	5,201	40,573	2,594	43,167	0
長浜市	25,143	1,511	5,320	102	402	0	32,478	3,722	36,200	0	36,200	0
近江八幡市	19,575	662	1,694	0	110	0	22,041	3,677	25,718	1,596	27,314	0
草津市	32,766	263	3,724	0	231	424	37,408	802	38,210	4,366	42,576	0
守山市	13,700	3,216	5,944	0	220	0	23,080	1,265	24,345	0	24,345	0
栗東市	13,490	0	3,913	15	782	0	18,200	1,118	19,318	0	19,318	0
甲賀市	20,156	605	4,948	29	330	0	26,068	3,840	29,908	0	29,908	0
野洲市	8,607	484	1,579	11	224	0	10,905	2,815	13,720	974	14,694	0
湖南市	13,398	215	1,318	0	24	0	14,955	659	15,614	738	16,352	0
高島市	13,169	352	1,132	32	24	0	14,709	2,071	16,780	169	16,949	0
東近江市	24,577	1,076	2,059	0	821	0	28,533	2,621	31,154	1,266	32,420	0
米原市	6,545	570	2,085	29	118	0	9,347	824	10,171	18	10,189	0
日野町	4,776	135	567	0	0	0	5,478	661	6,139	654	6,793	0
竜王町	3,555	97	263	0	32	0	3,947	95	4,042	0	4,042	0
愛荘町	3,508	148	252	70	381	0	4,359	236	4,595	0	4,595	0
豊郷町	967	143	204	0	514	0	1,828	261	2,089	0	2,089	0
甲良町	1,156	165	119	0	137	0	1,577	72	1,649	164	1,813	0
多賀町	1,566	132	143	0	93	0	1,934	95	2,029	338	2,367	0
合計	321,035	14,064	45,112	2,085	5,220	424	387,940	30,867	418,807	22,611	441,418	0

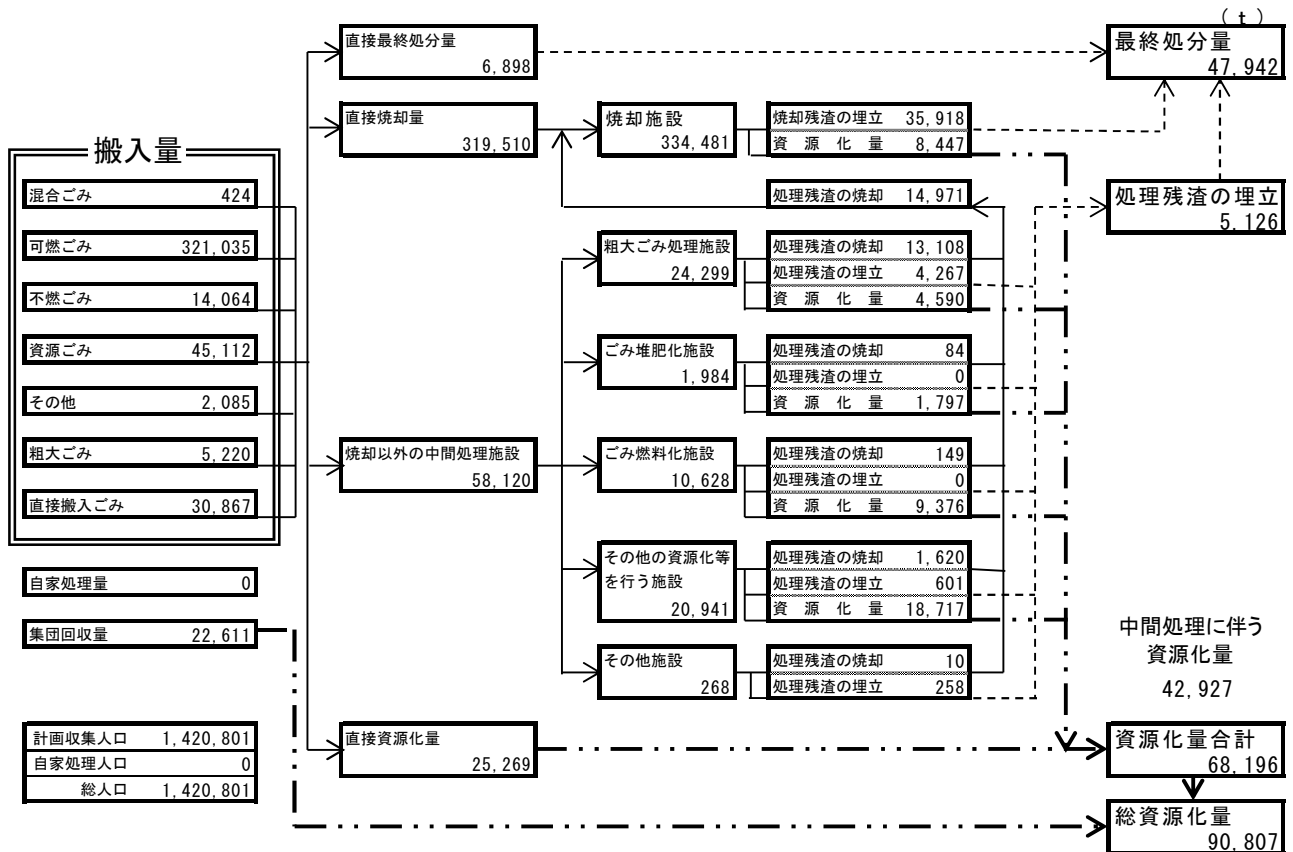


## 2 ごみ処理の状況

平成 26 年度におけるごみ搬入量は 418,807t、ごみ処理量は 409,797t となり、図-4 のとおり処理されました（前年度保管残量等があるため、ごみ搬入量とごみ処理量は一致しません）。

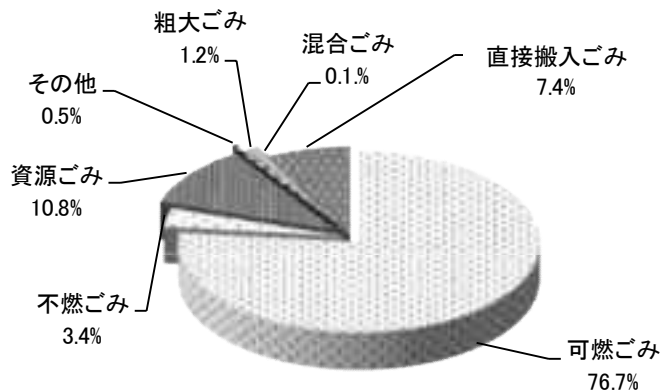
このうち資源化されたのは 68,196t であり、集団回収による資源化量を含めた総資源化量は 90,807t となります。最終処分量は 47,942t で、昨年度よりも減少しています（前年度最終処分量は 50,061t）。

図-4 ごみ処理の状況(平成 26 年度)



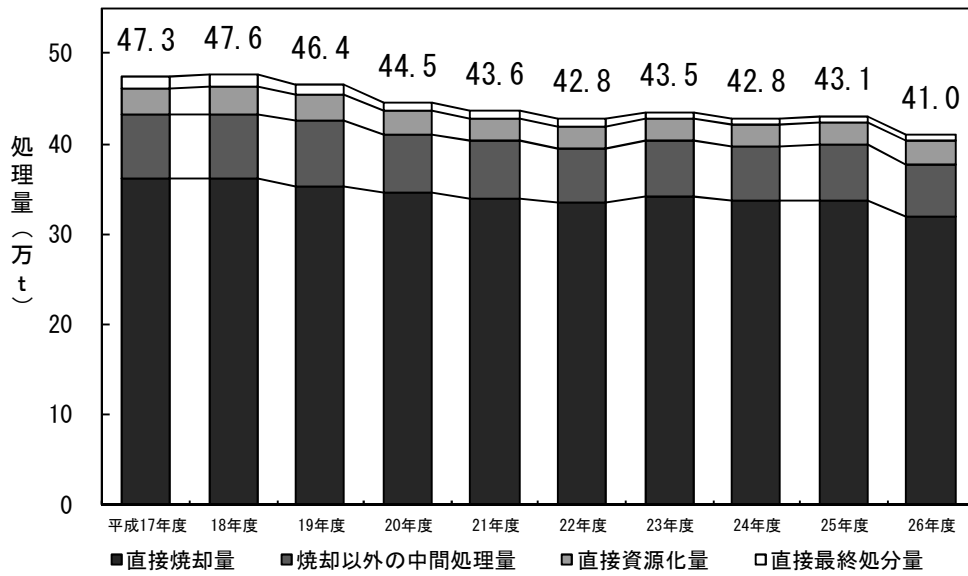
(注)「総人口」は、10月1日における住民基本台帳の人口です。

図-5 ごみ搬入量の内訳(平成 26 年度)



	搬入量 (t)
可燃ごみ	321,035
不燃ごみ	14,064
資源ごみ	45,112
その他	2,085
粗大ごみ	5,220
混合ごみ	424
直接搬入ごみ	30,867
合計	418,807

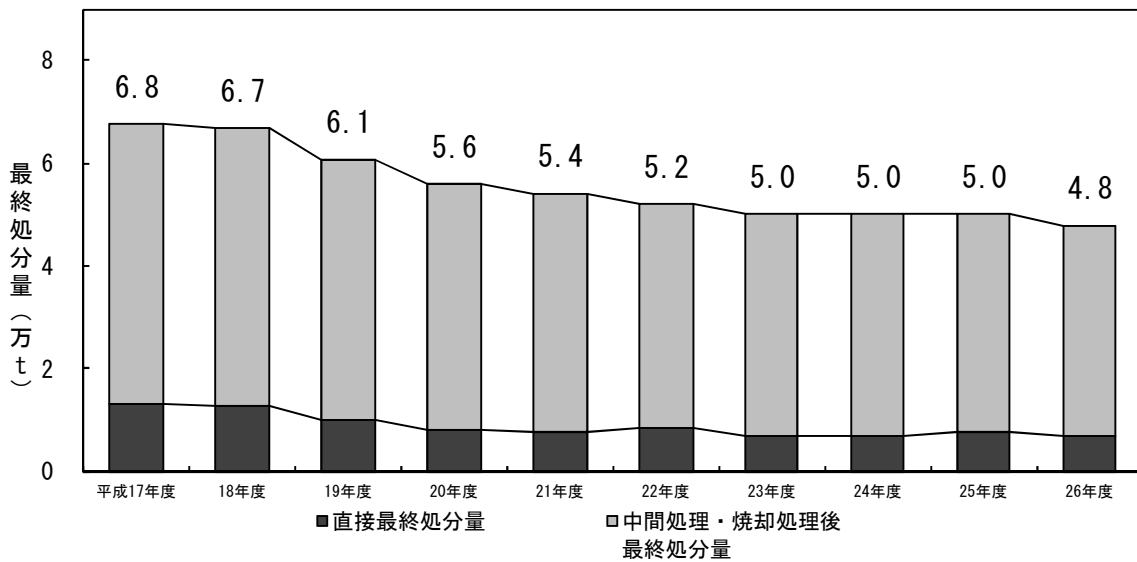
図-6 ごみ処理量の推移



(t)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
直接焼却量	361,715	360,623	353,538	345,307	338,538	334,927	342,484	336,388	337,740	319,510
焼却以外の中間処理量	70,222	72,362	71,585	64,671	63,971	60,303	60,167	60,160	61,115	58,120
直接資源化量	28,073	30,427	29,107	26,724	25,970	24,643	24,932	24,736	24,507	25,269
直接最終処分量	13,300	12,944	10,186	8,172	7,656	8,400	7,030	6,728	7,616	6,898
合計	473,310	476,356	464,416	444,874	436,135	428,273	434,613	428,012	430,978	409,797

図-7 最終処分量の推移



(t)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
直接最終処分量	13,300	12,944	10,186	8,172	7,656	8,400	7,030	6,728	7,616	6,898
中間処理・焼却処理後最終処分量	54,363	53,965	50,513	47,658	46,452	43,675	43,084	43,427	42,445	41,044
合計	67,663	66,909	60,699	55,830	54,108	52,075	50,114	50,155	50,061	47,942

表－2 市町別ごみ処理量(平成26年度)

(t)

市町名	直接焼却量	直接最終 処分量	資源化					焼却以外の 中間処理量	直接資源化量	処理量 (≒搬入量)
			粗大ごみ 処理施設	ごみ堆肥 化施設	ごみ燃料 化施設	その他の資源 化を行う施設	その他 施設			
大津市	73,468	1,334	3,412	0	0	6,196	0	9,608	2,574	86,984
彦根市	34,179	1,807	1,438	0	0	2,820	0	4,258	615	40,859
長浜市	26,960	259	3,559	0	0	997	0	4,556	4,425	36,200
近江八幡市	22,072	375	1,544	0	0	302	0	1,846	1,425	25,718
草津市	33,420	0	790	0	0	3,732	268	4,790	0	38,210
守山市	13,796	0	4,331	0	0	1,579	0	5,910	4,640	24,346
栗東市	14,034	137	1,091	105	0	1,522	0	2,718	2,429	19,318
甲賀市	23,996	373	988	1,709	695	369	0	3,761	2,154	30,284
野洲市	10,217	654	1,270	0	0	518	0	1,788	1,061	13,720
湖南市	13,849	0	447	0	0	666	0	1,113	652	15,614
高島市	13,224	1,096	911	0	14	907	0	1,832	504	16,656
東近江市	24,292	120	2,267	0	2,363	210	0	4,840	1,944	31,196
米原市	6,951	21	1,072	170	0	326	0	1,568	1,631	10,171
日野町	5,388	7	175	0	0	59	0	234	510	6,139
竜王町	3,664	6	109	0	0	32	0	141	230	4,041
愛荘町	0	67	381	0	3,641	273	0	4,295	212	4,574
豊郷町	0	223	514	0	1,148	204	0	1,866	0	2,089
甲良町	0	206	0	0	1,187	136	0	1,323	119	1,648
多賀町	0	213	0	0	1,580	93	0	1,673	144	2,030
合計	319,510	6,898	24,299	1,984	10,628	20,941	268	58,120	25,269	409,797

(注1) その他の資源化を行う施設：不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等

(注2) その他施設：資源化を目的とせず、埋立処分のための破砕・減容化等を行う施設



楠神 舞夏さん(愛荘町立愛知川東小学校3年)の作品

### 3 資源化の状況

平成26年度の総資源化量は90,807t、リサイクル率は21.0%となっています。

資源化量の内訳では直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量がほぼ1/3ずつとなり、そのうち中間処理後再生利用では、その他の資源化等を行う施設（資源ごみの圧縮・梱包施設等）での資源化量が約半分を占めています。

また、資源化量の内訳では紙類が45.0%で約半分を占めています。

図-8 総資源化量とリサイクル率の推移

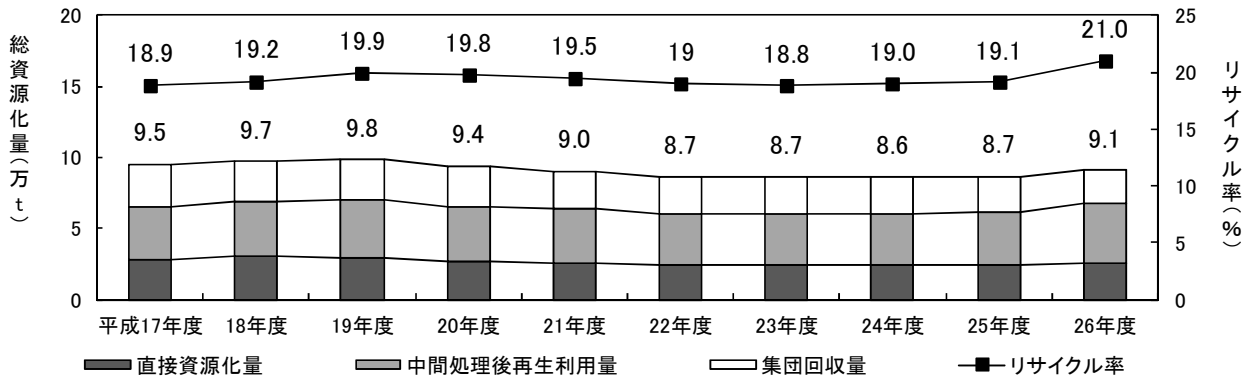
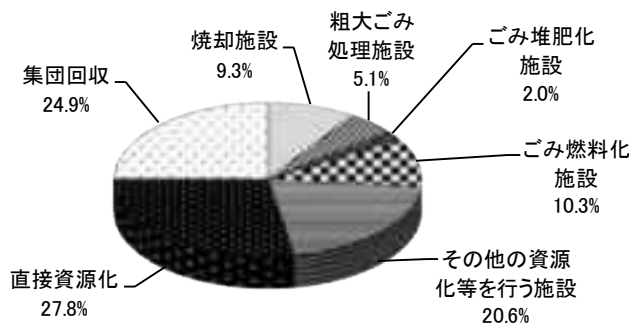
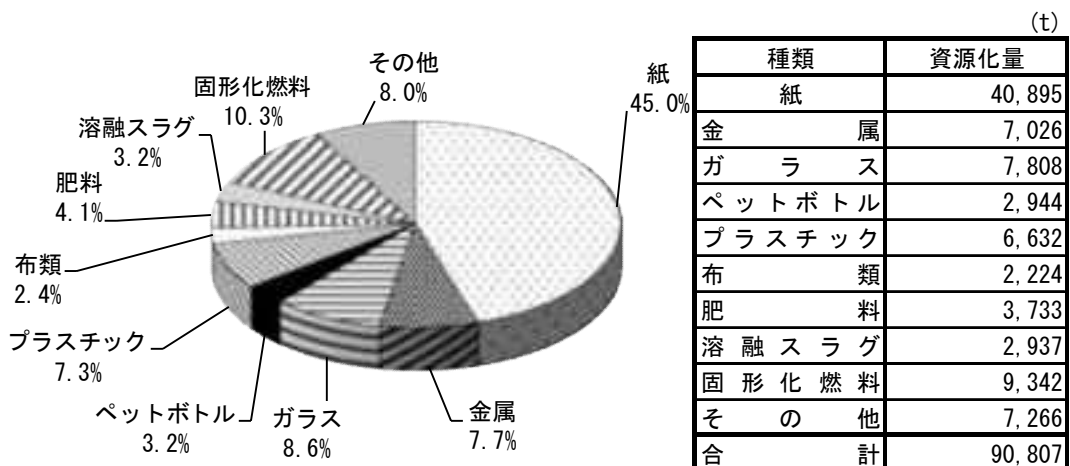


図-9 処理施設別資源化量の内訳(平成26年度)



		(t)
中間処理後再生利用	焼却施設	8,447
	粗大ごみ処理施設	4,590
	ごみ堆肥化施設	1,797
	ごみ燃料化施設	9,376
	その他の資源化等を行う施設	18,717
直接資源化		25,269
集団回収		22,611
合計		90,807

図-10 資源化量の内訳(平成26年度)



表－3 市町別資源化量、リサイクル率(平成26年度)

市町名	総人口		ごみ 総排出量 (t)	1人1日当たりごみ排出量		ごみ処理量 (t)	総資源化量		リサイクル率 (%)
	(人)	うち 外国人人口 (人)		(g)	外国人を 含まない場合 (g)		(t)	うち 集団回収量 (t)	
大津市	342,818	3,991	106,287	849	859	86,984	18,403	9,734	19.0
彦根市	112,622	1,967	43,167	1,050	1,069	40,859	5,735	2,594	13.2
長浜市	121,965	2,933	36,200	813	833	36,200	5,944	0	16.4
近江八幡市	82,469	1,136	27,314	907	920	25,718	8,730	1,596	32.0
草津市	128,603	1,965	42,576	907	921	38,210	8,175	4,366	19.2
守山市	80,497	722	24,345	829	836	24,346	6,567	0	27.0
栗東市	66,993	998	19,318	790	802	19,318	4,349	0	22.5
甲賀市	92,911	2,556	29,908	882	907	30,284	5,197	0	17.2
野洲市	50,806	465	14,694	792	800	13,720	2,540	974	17.3
湖南市	54,972	2,151	16,352	815	848	15,614	2,170	738	13.3
高島市	51,746	417	16,949	897	905	16,656	2,214	169	13.2
東近江市	115,720	2,579	32,420	768	785	31,196	6,587	1,266	20.3
米原市	40,213	422	10,189	694	702	10,171	2,211	18	21.7
日野町	22,156	373	6,793	840	854	6,139	1,601	654	23.6
竜王町	12,569	119	4,042	881	889	4,041	511	0	12.6
愛荘町	21,148	688	4,595	595	615	4,574	4,245	0	92.8
豊郷町	7,354	108	2,089	778	790	2,089	1,866	0	89.3
甲良町	7,505	48	1,813	662	666	1,648	1,607	164	88.7
多賀町	7,734	21	2,367	838	841	2,030	2,155	338	91.0
合計	1,420,801	23,659	441,418	851	866	409,797	90,807	22,611	21.0

(注1) リサイクル率＝総資源化量÷(ごみ処理量＋集団回収量)×100

(注2) 「総人口」は、10月1日における住民基本台帳の人口です。

(注3) 平成24年度以降は、総人口(住民基本台帳人口)に外国人人口を含みます。



山口 桜都さん(彦根市立城南小学校4年)の作品

表-4 容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集・再商品化の状況（平成26・27年度）

[平成26年度]

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理
	(t/年)																			
大津市	970.0	783.4	0.0	783.4	573.2	470.6	0.0	470.6	—	—	—	—	697.1	623.8	623.8	0.0	—	—	—	—
彦根市	384.2	380.2	0.0	380.2	308.0	304.2	0.0	304.2	188.3	180.3	0.0	180.3	243.6	237.7	237.7	0.0	—	—	—	—
近江八幡市	242.0	244.2	0.0	244.2	178.6	178.4	0.0	178.4	68.5	66.8	0.0	66.8	168.4	167.2	19.4	147.9	—	—	—	—
草津市	415.6	395.1	0.0	395.1	257.4	230.2	0.0	230.2	163.4	143.0	0.0	143.0	285.1	256.1	256.1	0.0	—	—	—	—
守山市	257.3	257.3	0.0	257.3	181.6	181.6	0.0	181.6	110.6	110.6	110.6	0.0	181.0	166.8	166.8	0.0	—	—	—	—
栗東市	190.8	168.2	0.0	168.2	118.6	121.9	0.0	121.9	57.2	55.9	0.0	55.9	129.2	128.2	128.2	0.0	101.4	101.4	0.0	101.4
甲賀市	270.0	270.0	0.0	270.0	212.1	212.1	0.0	212.1	75.2	75.2	0.0	75.2	154.1	148.9	0.0	148.9	—	—	—	—
野洲市	142.3	142.3	0.0	142.3	106.1	106.1	0.0	106.1	49.2	49.2	0.0	49.2	150.3	125.5	125.5	0.0	—	—	—	—
湖南市	157.7	157.7	0.0	157.7	91.1	91.1	0.0	91.1	45.9	45.9	0.0	45.9	156.4	139.7	0.0	139.7	—	—	—	—
高島市	217.6	187.4	0.0	187.4	160.8	170.5	0.0	170.5	42.1	61.4	61.4	0.0	102.5	89.3	89.3	0.0	—	—	—	—
東近江市	306.9	192.6	0.0	192.6	229.1	139.5	0.0	139.5	106.0	65.8	0.0	65.8	221.4	212.9	212.9	0.0	—	—	—	—
日野町	76.0	76.0	0.0	76.0	67.3	67.3	0.0	67.3	20.6	20.6	0.0	20.6	57.9	54.7	54.7	0.0	—	—	—	—
竜王町	34.7	34.7	0.0	34.7	28.6	28.6	0.0	28.6	10.3	10.3	0.0	10.3	32.1	30.3	30.3	0.0	—	—	—	—
愛荘町	42.4	42.4	0.0	42.4	44.2	44.2	0.0	44.2	9.1	9.1	0.0	9.1	38.0	38.0	38.0	0.0	—	—	—	—
豊郷町	19.2	19.2	0.0	19.2	20.6	20.6	0.0	20.6	4.4	4.4	0.0	4.4	89.2	89.2	89.2	0.0	—	—	—	—
甲良町	16.1	16.1	0.0	16.1	21.7	21.7	0.0	21.7	4.8	4.8	0.0	4.8	46.8	46.8	46.8	0.0	—	—	—	—
多賀町	15.1	15.1	0.0	15.1	13.7	13.7	0.0	13.7	4.6	4.6	0.0	4.6	33.4	33.4	33.4	0.0	—	—	—	—
湖北広域行政事務センター	408.5	412.0	0.0	412.0	336.9	330.2	0.0	330.2	118.0	117.0	0.0	117.0	291.2	291.2	0.0	291.2	—	—	—	—
合計	4,166.3	3,793.8	0.0	3,793.8	2,949.6	2,732.5	0.0	2,732.5	1,078.2	1,024.8	172.0	852.8	3,077.8	2,879.6	2,152.0	727.6	101.4	101.4	0.0	101.4

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙パック		段ボール		合計	
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量
	(t/年)																	
大津市	1,566.4	1,289.5	1,289.5	0.0	—	—	—	—	375.7	350.9	183.8	170.9	13.2	13.2	—	—	4,379.4	3,702.2
彦根市	1,242.5	724.0	724.0	0.0	—	—	—	—	133.4	122.9	41.5	41.5	—	—	134.5	134.5	2,676.1	2,125.4
近江八幡市	—	—	—	—	0.3	0.2	0.2	0.0	91.2	91.2	38.8	38.8	15.5	15.5	267.5	267.5	1,070.9	1,069.9
草津市	1,056.3	958.7	958.7	0.0	—	—	—	—	145.5	146.6	78.4	78.9	—	—	340.7	340.7	2,742.3	2,549.3
守山市	1,011.0	977.5	977.5	0.0	—	—	—	—	74.1	74.1	76.7	76.7	20.6	20.6	656.5	656.5	2,569.2	2,521.6
栗東市	731.6	714.8	714.8	0.0	—	—	—	—	108.5	108.5	32.6	32.6	1.9	2.2	509.0	509.0	1,980.8	1,942.7
甲賀市	—	—	—	—	22.3	15.5	0.0	15.5	134.8	134.8	56.1	56.1	30.2	30.2	392.2	392.2	1,347.0	1,334.9
野洲市	367.7	173.0	173.0	0.0	—	—	—	—	65.2	65.2	40.6	40.6	—	—	129.3	129.3	1,050.7	831.2
湖南市	428.0	428.0	0.0	428.0	0.9	0.9	0.0	0.9	63.0	71.8	21.0	19.0	0.9	0.7	92.3	92.3	1,057.2	1,046.9
高島市	1.2	0.4	0.4	0.0	—	—	—	—	68.1	68.1	37.0	37.0	0.6	0.6	148.2	148.2	778.0	762.8
東近江市	—	—	—	—	4.0	3.2	3.2	0.0	192.8	192.8	70.2	70.2	9.2	9.2	501.5	501.5	1,641.0	1,387.6
日野町	—	—	—	—	0.2	0.2	0.2	0.0	28.6	28.6	8.5	8.5	0.2	0.2	49.4	49.4	308.7	305.4
竜王町	—	—	—	—	0.3	0.2	0.2	0.0	9.8	9.8	18.1	18.1	2.0	2.0	36.6	36.6	172.5	170.7
愛荘町	—	—	—	—	0.3	0.3	0.0	0.3	32.0	32.0	21.3	21.3	—	—	18.8	18.8	205.9	205.9
豊郷町	—	—	—	—	4.3	4.3	4.3	0.0	11.7	11.7	1.8	1.8	—	—	10.8	10.8	161.9	161.9
甲良町	—	—	—	—	1.6	1.6	1.6	0.0	7.5	7.5	2.9	2.9	—	—	—	—	101.4	101.4
多賀町	—	—	—	—	1.3	1.3	1.3	0.0	5.3	5.3	1.8	1.8	1.0	1.0	—	—	76.3	76.3
湖北広域行政事務センター	1,020.5	1,008.8	1,008.8	0.0	22.2	12.2	0.0	12.2	188.9	188.9	60.7	60.7	60.8	54.1	—	—	2,507.7	2,475.0
合計	7,425.1	6,274.6	5,846.7	428.0	57.8	40.0	11.0	28.9	1,735.9	1,710.5	791.8	777.5	156.0	149.3	3,287.3	3,287.3	24,827.1	22,771.1

(注1) 湖北広域行政事務センター：長浜市、米原市  
(注2) 引渡：容器包装リサイクル協会への引渡（各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ）  
(注3) 独自処理量：市町が独自に契約した処理業者による処理量  
(注4) 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合があります。

[平成 27 年度]

(t/年)

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理
大津市	1,007.6	912.5	0.0	912.5	529.7	488.6	0.0	488.6	—	—	—	—	710.0	638.7	638.7	0.0	—	—	—	—
彦根市	426.0	393.8	0.0	393.8	316.0	291.5	0.0	291.5	172.8	159.8	0.0	159.8	238.9	235.4	235.4	0.0	—	—	—	—
近江八幡市	224.4	223.7	0.0	223.7	177.9	178.9	0.0	178.9	73.6	76.4	0.0	76.4	159.9	159.0	16.6	142.4	—	—	—	—
草津市	417.2	412.2	0.0	412.2	245.0	235.4	0.0	235.4	168.3	159.2	0.0	159.2	279.5	249.7	249.7	0.0	—	—	—	—
守山市	226.4	226.4	0.0	226.4	166.1	166.1	0.0	166.1	74.7	74.7	74.7	0.0	189.2	175.8	175.8	0.0	—	—	—	—
栗東市	191.3	182.0	0.0	182.0	119.8	116.4	0.0	116.4	60.0	55.6	0.0	55.6	129.2	126.7	126.7	0.0	100.3	100.3	0.0	100.3
甲賀市	281.4	281.4	0.0	281.4	204.8	204.8	0.0	204.8	70.6	70.6	0.0	70.6	153.6	146.1	0.0	146.1	—	—	—	—
野洲市	135.5	135.5	0.0	135.5	92.7	92.7	0.0	92.7	44.6	44.6	0.0	44.6	157.5	131.3	131.3	0.0	—	—	—	—
湖南市	157.7	157.7	0.0	157.7	86.6	86.6	0.0	86.6	54.2	54.2	0.0	54.2	161.7	151.6	0.0	151.6	—	—	—	—
高島市	175.3	189.2	0.0	189.2	185.1	145.7	0.0	145.7	56.2	55.0	55.0	0.0	112.6	89.8	89.8	0.0	—	—	—	—
東近江市	318.7	211.3	0.0	211.3	230.7	148.1	0.0	148.1	152.6	73.2	0.0	73.2	218.8	204.3	204.3	0.0	—	—	—	—
日野町	67.1	67.1	0.0	67.1	54.8	54.8	0.0	54.8	17.7	17.7	0.0	17.7	54.3	50.1	50.1	0.0	—	—	—	—
竜王町	32.9	32.9	0.0	32.9	26.6	26.6	0.0	26.6	10.6	10.6	0.0	10.6	31.9	30.0	30.0	0.0	—	—	—	—
愛荘町	46.8	46.8	0.0	46.8	40.4	40.4	0.0	40.4	8.2	8.2	0.0	8.2	36.7	36.7	36.7	0.0	—	—	—	—
豊郷町	18.7	18.7	0.0	18.7	19.8	19.8	0.0	19.8	4.9	4.9	0.0	4.9	93.5	93.5	93.5	0.0	—	—	—	—
甲良町	15.4	15.4	0.0	15.4	19.2	19.2	0.0	19.2	4.4	4.4	0.0	4.4	46.4	46.4	46.4	0.0	—	—	—	—
多賀町	15.0	15.0	0.0	15.0	13.3	13.3	0.0	13.3	4.9	4.9	0.0	4.9	38.4	38.4	38.4	0.0	—	—	—	—
湖北広域行政事務センター	414.1	414.5	0.0	414.5	329.4	321.4	0.0	321.4	119.0	123.8	0.0	123.8	280.3	284.3	0.0	284.3	—	—	—	—
合計	4,171.5	3,936.2	0.0	3,936.2	2,857.7	2,650.0	0.0	2,650.0	1,097.2	997.9	129.7	868.2	3,092.6	2,887.6	2,163.3	724.4	100.3	100.3	0.0	100.3

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙パック		段ボール		合計	
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量
大津市	1,594.3	1,341.0	1,341.0	0.0	—	—	—	—	369.1	335.2	203.1	184.8	16.6	16.6	—	—	4,430.3	3,917.4
彦根市	1,179.0	681.0	681.0	0.0	—	—	—	—	139.3	138.9	45.7	45.5	7.7	7.7	675.3	675.3	3,200.6	2,628.8
近江八幡市	—	—	—	—	0.3	0.2	0.2	0.0	85.7	85.7	36.3	36.3	18.0	18.0	278.3	278.3	1,054.4	1,056.4
草津市	1,021.4	946.6	946.6	0.0	—	—	—	—	135.4	135.4	83.7	83.7	—	—	360.5	360.5	2,710.9	2,582.8
守山市	1,032.1	1,030.9	1,030.9	0.0	—	—	—	—	68.7	68.7	79.3	79.3	32.9	32.9	666.0	666.0	2,535.3	2,520.7
栗東市	719.0	719.2	719.2	0.0	—	—	—	—	110.4	110.4	33.4	33.4	1.8	1.3	505.8	505.8	1,971.0	1,951.1
甲賀市	—	—	—	—	21.0	15.2	0.0	15.2	106.1	106.1	49.5	49.5	12.3	12.3	382.1	382.1	1,281.3	1,268.0
野洲市	365.4	174.7	174.7	0.0	—	—	—	—	68.7	55.2	39.2	32.9	—	—	151.3	125.0	1,055.0	792.0
湖南市	429.4	429.3	0.0	429.3	0.7	0.7	0.0	0.7	52.7	52.0	28.1	19.5	0.6	1.1	101.0	101.0	1,072.7	1,053.7
高島市	1.0	0.2	0.2	0.0	—	—	—	—	62.8	62.8	42.2	42.2	1.0	1.0	154.0	154.0	790.1	739.8
東近江市	—	—	—	—	3.8	2.9	2.9	0.0	190.6	190.6	70.3	68.9	8.9	8.8	815.8	815.4	2,010.2	1,723.3
日野町	—	—	—	—	0.2	0.1	0.1	0.0	36.6	36.6	8.7	8.7	0.1	0.1	48.3	48.3	287.7	283.5
竜王町	—	—	—	—	0.3	0.2	0.2	0.0	9.3	9.3	14.4	14.4	3.0	3.0	39.2	39.2	168.1	166.1
愛荘町	—	—	—	—	1.0	1.0	0.0	1.0	27.9	27.9	18.6	18.6	8.9	8.8	21.3	17.9	209.7	206.3
豊郷町	—	—	—	—	4.7	4.7	4.7	0.0	10.5	10.5	1.6	1.6	—	—	13.4	13.4	167.3	167.3
甲良町	—	—	—	—	1.5	1.5	1.5	0.0	6.8	6.8	1.0	1.0	—	—	—	—	94.6	94.6
多賀町	—	—	—	—	1.0	0.9	0.9	0.0	4.5	4.1	1.9	1.7	0.8	0.8	—	—	79.7	79.0
湖北広域行政事務センター	1,129.1	1,033.7	1,033.7	0.0	23.6	10.2	0.0	10.2	182.2	182.3	60.1	60.1	59.0	56.3	977.8	977.8	3,574.5	3,464.4
合計	7,470.6	6,356.6	5,927.3	429.3	58.0	37.6	10.5	27.1	1,667.1	1,618.3	817.0	782.0	171.4	168.5	5,190.1	5,160.0	26,693.4	24,695.1

(注1) 湖北広域行政事務センター：長浜市、米原市  
(注2) 引渡：容器包装リサイクル協会への引渡(各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ)  
(注3) 独自処理量：市町が独自に契約した処理業者による処理量  
(注4) 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合があります。

表一5 ごみ処理の詳細

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 総人口 (人)	1,365,059	1,377,215	1,378,678	1,388,931	1,389,630	1,390,771	1,398,183	1,419,428	1,421,467	1,420,801
② 計画処理区域内人口 (人)	1,365,059	1,377,215	1,378,678	1,388,931	1,389,630	1,390,771	1,398,183	1,419,428	1,421,467	1,420,801
③ 計画収集集人口 (人)	1,365,059	1,377,215	1,378,678	1,388,931	1,389,630	1,390,771	1,398,183	1,419,428	1,421,467	1,420,801
④ 自家処理人口 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 収集ごみ量 (t/日)	1,196	1,207	1,182	1,138	1,117	1,077	1,084	1,088	1,084	1,063
⑥ 直接搬入量 (t/日)	101	98	88	84	86	96	83	85	98	85
⑦ 自家処理量 (t/日)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 集団回収量 (t/日)	82	78	76	80	72	73	72	71	70	62
総排出量 (t/日) (⑤ + ⑥ + ⑧)	1379	1,383	1,347	1,303	1,275	1,246	1,240	1,244	1,251	1,209
1日1人当たり排出量 (総排出量 / ①)	1010	1,004	977	938	918	896	887	876	880	851
本県 (g/人・日)	1131	1,116	1,089	1,033	994	976	975	963	958	947
全国 (g/人・日)										

(注1) 「総人口」は、10月1日における住民基本台帳の人口です。  
(注2) 平成24年度以降は、総人口 (住民基本台帳人口) に外国人口を含みます。



## ●循環型社会の形成

廃棄物の処理においては、ごみの発生抑制や資源化を徹底する循環型社会の形成に向けた取組をより一層進めることが求められています。

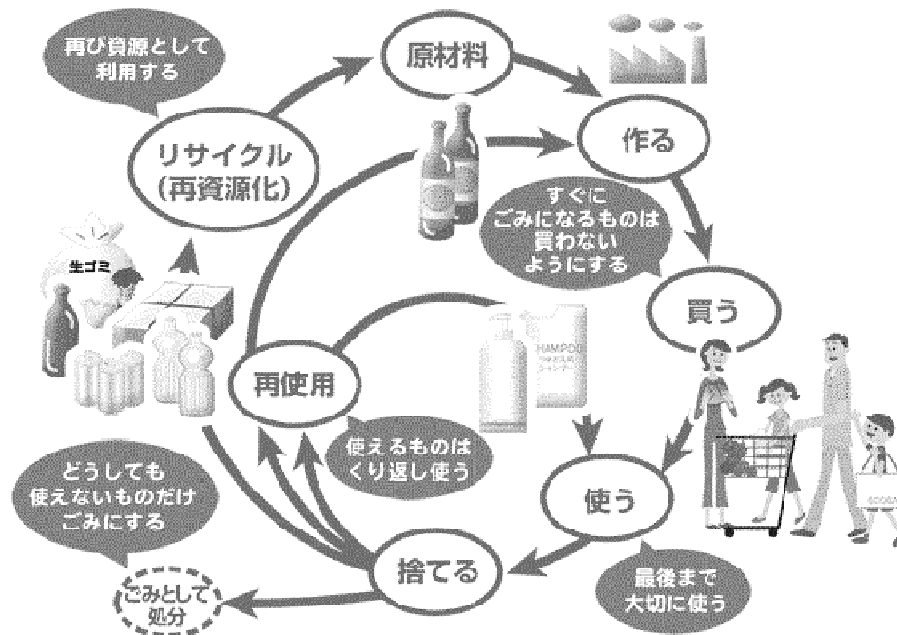
平成 28 年 5 月開催の G7 富山環境大臣会合では、食品廃棄物の削減および有効利用をはじめとした政策を加速させることや、電気電子廃棄物や有害廃棄物の適正処理に係る国際的な連携などをはじめとする資源効率性・3R の推進のための取組について、G7 各国が合意した内容をまとめた『富山物質循環フレームワーク』が採択されました。

本県でも、こうした世界の動きや本県の廃棄物処理の現状・課題等を踏まえて、廃棄物の発生抑制等による減量や適正処理の観点から循環型社会形成をさらに進めるため、『第四次滋賀県廃棄物処理計画』を平成 28 年 7 月に策定し、2R（リデュース・リユース）の取組強化、リサイクル推進および廃棄物の適正処理に取り組むこととしています。

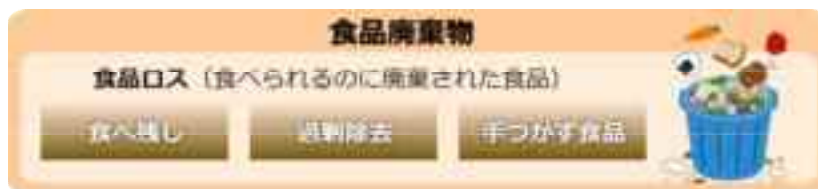
特に食品ロス（食べられるのに廃棄される食品）は、食べる物に困る方がおられる中で、もったいないことであり、さらには廃棄物処理に伴う環境負荷（CO<sub>2</sub>発生等）につながることから、今後、県民や事業者における食品ロス削減を促進する施策を展開する必要があります。

食品ロス削減に限らず、我々にできることは多々あります。今こそ県民・事業者・行政が一体となり、循環型社会の形成に向けた行動を加速させる必要があります。

### 循環型社会



### 食品ロス



#### 食品ロス削減による効果

家庭や飲食店等で食べ残し等を減らすことで・・・

- 焼却する廃棄物の減少 ⇒ 温室効果ガス等の環境負荷低減
- 最終処分量の減少 ⇒ 最終処分場の延命化
- 運搬や焼却に使用する化石燃料の節減
- （市町・事業者の）処理費用の低減

## ●レジ袋削減の取組

事業者、県民団体および行政で構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」では、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化の推進に取り組んでおり、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため、平成25年2月に「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、同年4月より県域でレジ袋の無料配布中止等の取組を実施しています。

このレジ袋削減の取組は、ごみの減量や資源の節約という直接的な効果だけでなく、環境保全に対する意識を高め、普段の生活の中で環境にやさしいライフスタイルを心がけていただくことを目指しています。取組の一環として、買い物に出かける時に限らず、外出の際にはマイバッグを携帯する「マイバッグ携帯」の啓発活動を実施しており、レジ袋削減に関するさらなる取組の拡大を図っています。

### ◆協定締結者の役割

#### ○事業者

##### 【レジ袋無料配布中止実施事業者】

- ・ レジ袋辞退率 80%以上を目標に、レジ袋の無料配布を中止し、マイバッグ等の持参を呼びかける。
- ・ レジ袋の有料販売による収益金が生じた場合は、環境保全活動や地域・社会貢献活動等に還元する。



##### 【レジ袋削減の取組実施事業者】

- ・ レジ袋辞退率 60%以上等を目標に、マイバッグ等の持参を呼びかける等によりレジ袋の削減に取り組む。

#### ○団体

- ・ 自らがマイバッグ等の持参を実践するとともに、消費者にマイバッグ等の持参を呼びかける等積極的に普及啓発を行う。

#### ○行政

- ・ レジ袋削減の取組を広報するとともに、消費者にマイバッグ等の持参を呼びかける等積極的に普及啓発を行う。

### ◆協定締結者(平成28年3月末時点)

- ・ レジ袋無料配布中止実施事業者：28者(187店舗)
- ・ レジ袋削減取組実施事業者：7者(8店舗)
- ・ 団体：12団体
- ・ 行政：18市町および県



### ◆協定参加事業者の店舗におけるレジ袋平均辞退率

平成26年3月	平成26年5月	平成26年12月	平成27年3月	平成28年3月
89.2%	89.5%	89.2%	89.6%	89.9%

※レジ袋平均辞退率：全店舗のレジ袋辞退率（レジ袋辞退人数÷レジ通過人数×100）の合計を全店舗数で割ったもの。

## ●散在性ごみ対策

散在性ごみとは、投げ捨てにより公共の場所に散乱しているたばこの吸い殻、空き缶、ペットボトル、湖岸に放置されている釣り糸や釣り針等を指します。琵琶湖をかかえる本県においては、これらの散在性ごみの多くが、降雨等によって大小の河川を通じて、琵琶湖に流れ込んでいます。それらが湖辺のごみとなり、美しい景観を損なうとともに、水鳥等の生物にも影響を及ぼしています。

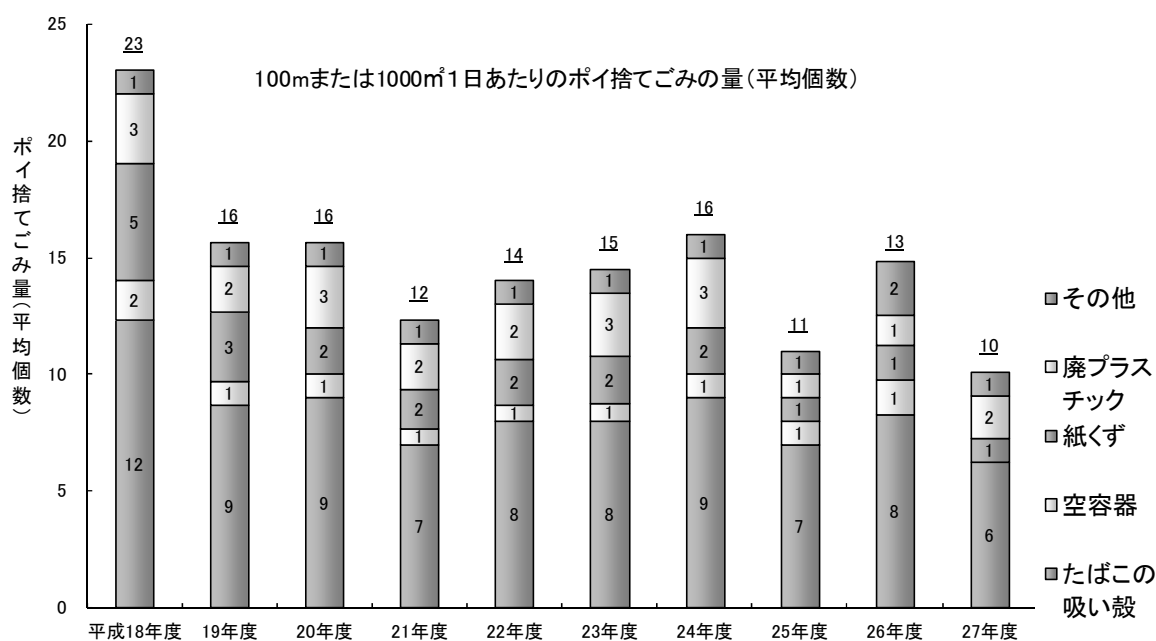
こうしたことから、平成4年に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（クリーン条例）」を制定し、「ポイ捨てごみのない美しい湖国滋賀」を目指して、県民・事業者・行政が一体となって、「環境美化の日」を基準日とした環境美化運動等を展開し、ポイ捨て防止のための啓発や意識高揚を図ってきました。

さらに平成14年には、環境美化監視員を設置し、より一層啓発と監視・パトロールを強化するとともに、ポイ捨てごみの回収命令違反には2万円以下の罰金を設けて、取締り面でも強化を図ってきました。

県が平成14年度から実施している散在性ごみの定点観測調査（県内38地点）を見ると、散在性ごみは減少傾向にあります。また、まだまだポイ捨てごみの多いところがあります。

このため、引き続き県民や事業者との協働による環境美化活動を推進するとともに、環境美化監視員による啓発と監視・パトロールを実施し、ごみが捨てられない、ごみを捨てにくい環境づくりに努めています。

散在性ごみの定点観測調査の推移



## ●淡海エコフオスター事業

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者等が知事または市町長との合意に基づき、公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする制度で、平成12年度から始まりました。

平成28年12月末現在の活動団体数は次のとおりです。

### ◆地域別

(単位：団体)

管内	平成27年12月末現在	平成28年12月末現在
県管理地域小計	383	376
県庁直轄	34	33
南部環境事務所	46	51
甲賀環境事務所	36	35
東近江環境事務所	90	87
湖東環境事務所	52	48
湖北環境事務所	95	92
高島環境事務所	30	30
市町管理地域小計	13	10
合計	396	386

### ◆団体別

企業団体 86%  
住民団体 11%  
その他 3%

### ◆場所別

道路 83%  
河川 13%  
その他 4%

※平成28年12月末現在

## ●使用済家電のリサイクル

一般家庭から排出される家電製品は、従来そのほとんどが埋め立てられてきました。しかし、埋立地には限界があり、いつまでも埋め立て続けるわけにはいきません。また、埋め立てられる使用済家電には、再び利用することができる有用な資源（鉄・銅・金等）がたくさん含まれています。

そこで、廃棄物を減らし、資源の再利用を促進するために、テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機といったいわゆる「家電4品目」は家電リサイクル法（平成13年施行）により、またそれら以外のほぼすべての小型家電は小型家電リサイクル法（平成25年施行）により、リサイクルが進められています。

これらの法律に基づき、「家電4品目」については家電小売店等が引取り、家電メーカーがリサイクルします。小型家電は主に市町が回収し、国が認定した事業者がリサイクルします。

## ●無許可の不用品回収業者

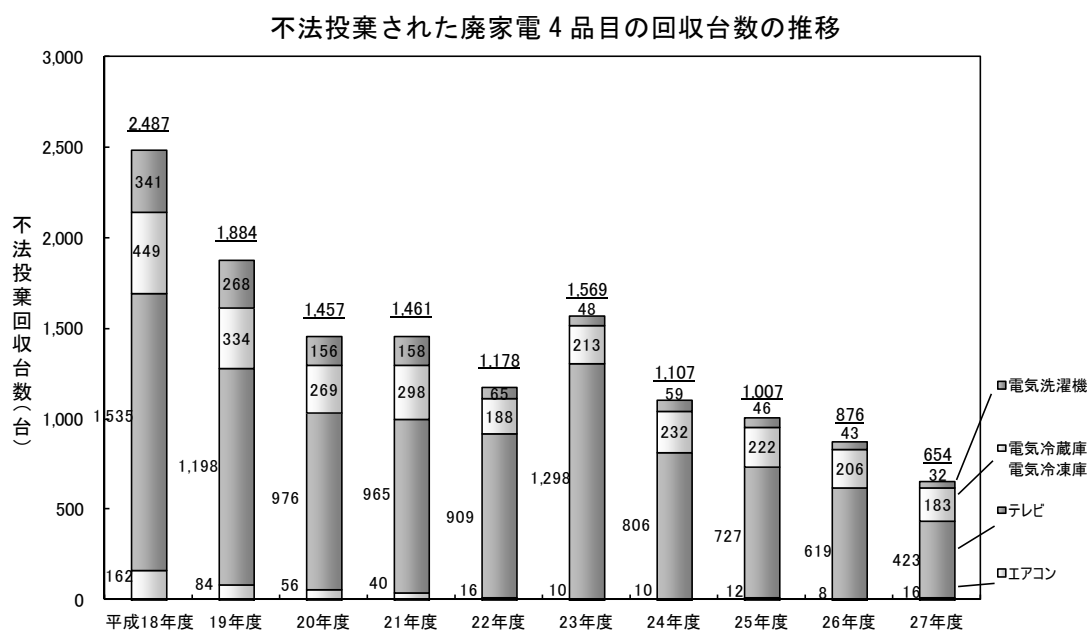
不要になった家電製品を処分するときは、廃棄物処理法の許可を得ていない無許可の不用品回収業者には絶対に渡さないでください。

軽トラック等で一般家庭や事業所などを回り戸別回収したり、空き地等特定の場所を指定して持ち込ませたり、チラシを配布したりして使用済みの家電製品等を回収する業者のほとんどは、一般廃棄物収集運搬業の許可や市町の委託等を受けておらず、廃棄物処理法に抵触するものです。家電製品にはフロンガスや鉛等の有害物質を含むものがあり、これらの不用品回収業者に回収されたものは、適正な処理が行われることが確認できません。

### ●廃家電4品目の不法投棄状況

家電リサイクル法（平成13年4月施行）では、エアコン、テレビ（ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・電気衣類乾燥機の4品目が対象となっています。一般的な家電リサイクル法のルートでは、消費者から排出された家電4品目は、小売業者によって製造業者が設置する指定引取場所まで運ばれます。さらに、指定引取場所からそれぞれの製造業者のリサイクルプラントへ運ばれ、そこでリサイクルされます。なお、消費者は、家電4品目を排出する際、リサイクル料金や収集運搬料金を支払うことになっています。

このような家電リサイクル法のルートにのらず、不法投棄され、行政によって回収された廃家電4品目の台数の推移は下図のとおりです。



平成21年度から、電気洗濯機に「電気衣類乾燥機」が、テレビに「液晶・プラズマ式テレビ」が追加されました。



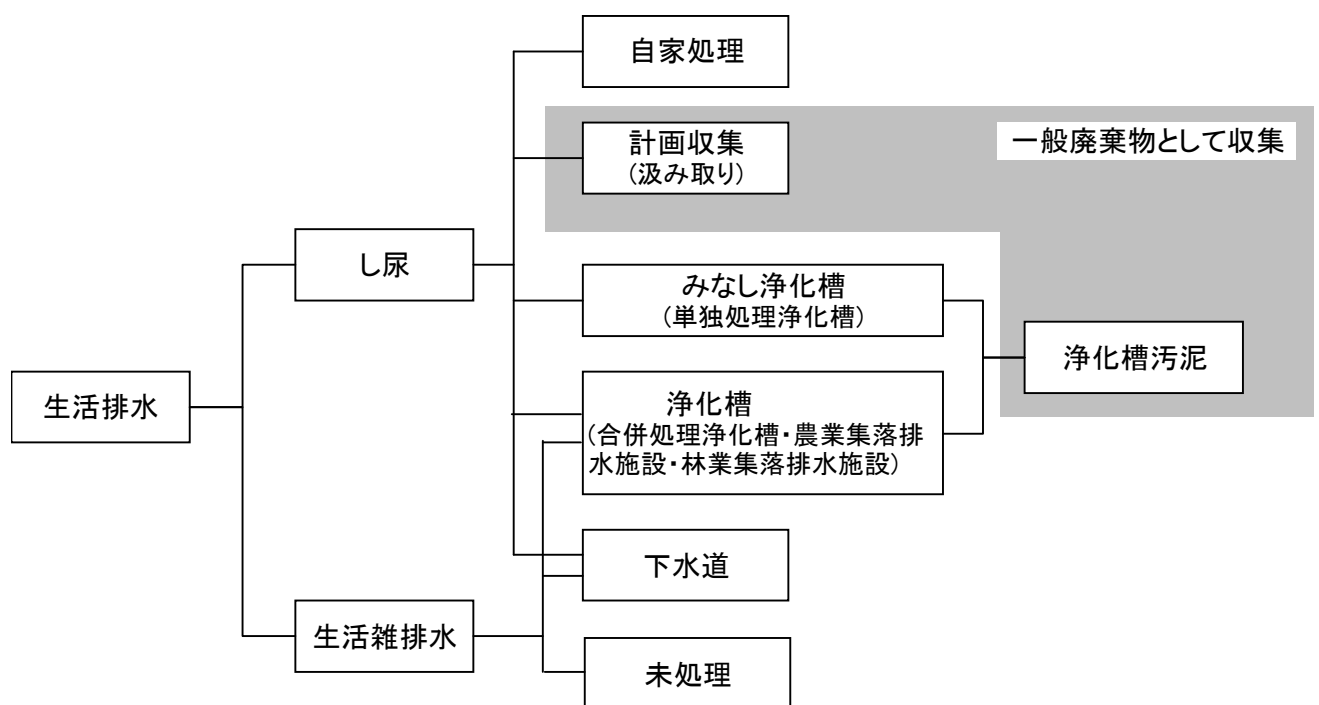
吉野 結葉さん（彦根市立城南小学校5年）の作品

### Ⅲ 一般廃棄物 生活排水処理の概要

生活排水は、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水のこと、し尿に係るものと、それ以外の生活雑排水とに分けられます。生活排水の処理区分は図-11のとおりです。

一般廃棄物として収集されているのは、計画収集（汲み取り）し尿と、みなし浄化槽(24 ページ参照)または浄化槽から発生する汚泥となります。

図-11 生活排水の処理区分



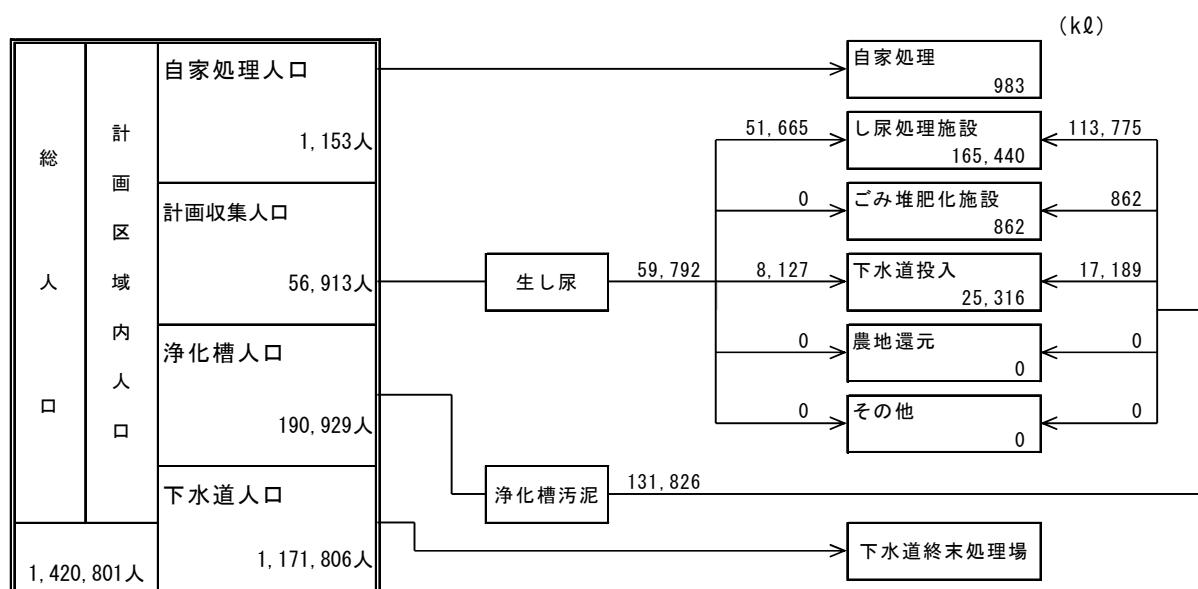
## 1 し尿処理の状況

平成 26 年度におけるし尿の収集量は生し尿が 59,792kℓ、浄化槽汚泥が 131,826kℓ、合計 191,618kℓで、下水道の普及により収集量は減少傾向にあります。

し尿処理の状況をトイレの水洗化という観点から見ると、水洗化による方法（下水道、浄化槽）と非水洗化による方法（市町等による生し尿の計画収集、住民による自家処理）における人口比率の推移は図-13 のとおりで、水洗化人口が年々増加しています。

なお、平成 24 年度の水洗化人口の比率は 94.3%であり、前年度の値に比べてわずかに減少しているのは、平成 24 年度から総人口に外国人人口を含むこととなったためです。

図-12 し尿処理の状況(平成 26 年度)



(注) 「総人口」は、10月1日における住民基本台帳の人口です。

表－6 し尿処理における水洗化人口等の推移

(人)

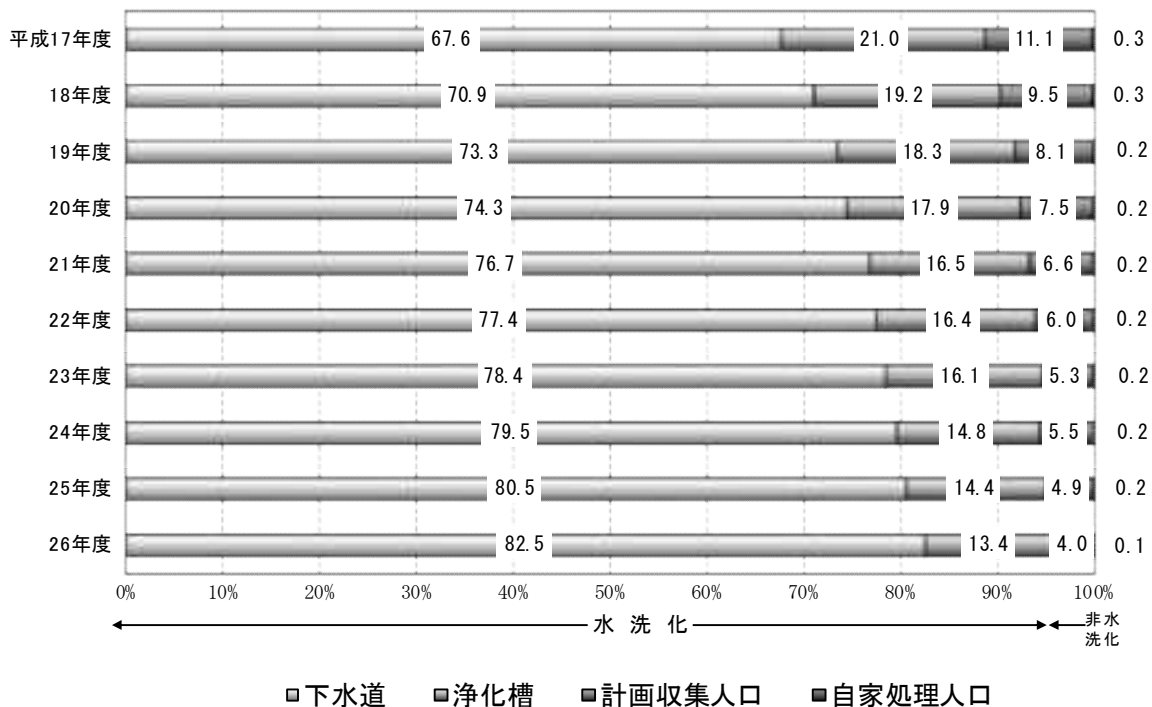
年 度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		
計 画 収 集 区 域 内 人 口	1,365,059	100.0%	1,377,215	100.0%	1,378,678	100.0%	1,388,931	100.0%	1,389,630	100.0%	
水 洗 化 人 口	下 水 道	922,330	67.6%	977,125	70.9%	1,011,202	73.3%	1,032,608	74.3%	1,065,690	76.7%
	浄 化 槽	286,636	21.0%	264,610	19.2%	252,481	18.3%	248,772	17.9%	229,817	16.5%
	計	1,208,966	88.6%	1,241,735	90.2%	1,263,683	91.7%	1,281,380	92.3%	1,295,507	93.2%
非 水 洗 化 人 口	計 画 収 集 人 口	151,558	11.1%	131,304	9.5%	111,810	8.1%	104,850	7.5%	91,377	6.6%
	自 家 処 理 人 口	4,535	0.3%	4,176	0.3%	3,185	0.2%	2,701	0.2%	2,746	0.2%
	計	156,093	11.4%	135,480	9.8%	114,995	8.3%	107,551	7.7%	94,123	6.8%

年 度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
計 画 収 集 区 域 内 人 口	1,390,771	100.0%	1,398,183	100.0%	1,419,428	100.0%	1,421,467	100.0%	1,420,801	100.0%	
水 洗 化 人 口	下 水 道	1,076,751	77.4%	1,096,758	78.4%	1,128,509	79.5%	1,144,487	80.5%	1,171,806	82.5%
	浄 化 槽	228,073	16.4%	225,528	16.1%	210,213	14.8%	204,855	14.4%	190,929	13.4%
	計	1,304,824	93.8%	1,322,286	94.6%	1,338,722	94.3%	1,349,342	94.9%	1,362,735	95.9%
非 水 洗 化 人 口	計 画 収 集 人 口	83,425	6.0%	73,622	5.3%	78,255	5.5%	69,754	4.9%	56,913	4.0%
	自 家 処 理 人 口	2,522	0.2%	2,275	0.2%	2,451	0.2%	2,371	0.2%	1,153	0.1%
	計	85,947	6.2%	75,897	5.4%	80,706	5.7%	72,125	5.1%	58,066	4.1%

(注1) 各数値の右欄には、県内人口に対する割合を記載しています。

(注2) 平成24年度以降は、計画収集区域内人口に外国人人口を含みます。

図－13 水洗化人口と非水洗化人口比率の推移





表－7 し尿処理の詳細

年 度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
収 集 量 (kℓ)	①生し尿	148,724	43.4%	139,594	42.8%	117,324	39.8%	104,729	37.7%	93,060	36.5%
	浄化槽汚泥	194,276	56.6%	186,805	57.2%	177,604	60.2%	172,842	62.3%	161,810	63.5%
	計	343,000	100.0%	326,399	100.0%	294,928	100.0%	277,571	100.0%	254,870	100.0%
自家処理量 (kℓ)		2,948		5,522		3,352		2,713		2,547	
②計画収集人口 (汲取収集人口) (人)		151,558		131,304		111,810		104,850		91,377	
1人1日当たり排出量 (①/②÷365日) (ℓ/日)		2.69		2.91		2.87		2.74		2.79	
処 理 内 訳  (kℓ)	し尿処理施設	331,956	96.8%	313,748	97.8%	290,513	98.6%	273,840	98.3%	250,327	98.2%
	ごみ堆肥化施設	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	下水道投入	5,661	1.7%	4,678	1.5%	4,082	1.4%	4,609	1.7%	4,543	1.8%
	農地還元	0	0%	0	0%	28	0%	0	0%	0	0%
	海洋投入	5,383	1.6%	2,451	0.8%	0	0.0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	343,000	100.0%	320,877	100.0%	294,623	100.0%	278,449	100.0%	254,870	100.0%

年 度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
収 集 量 (kℓ)	①生し尿	85,755	36.0%	77,817	34.7%	70,541	33.3%	65,530	31.9%	59,792	31.2%
	浄化槽汚泥	152,322	64.0%	146,612	65.3%	141,186	66.7%	139,823	68.1%	131,826	68.8%
	計	238,077	100.0%	224,429	100.0%	211,727	100.0%	205,353	100.0%	191,618	100.0%
自家処理量 (kℓ)		2,438		2,198		2,274		2,146		983	
②計画収集人口 (汲取収集人口) (人)		83,425		73,622		78,255		69,754		56,913	
1人1日当たり排出量 (①/②÷365日) (ℓ/日)		2.82		2.89		2.47		2.57		2.88	
処 理 内 訳  (kℓ)	し尿処理施設	232,583	97.7%	219,639	97.9%	207,539	98.0%	188,705	91.9%	165,440	86.3%
	ごみ堆肥化施設	0	0%	0	0%	0	0%	830	0.4%	862	0.4%
	下水道投入	5,494	2.3%	4,790	2.1%	4,188	2.0%	15,818	7.7%	25,316	13.2%
	農地還元	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	海洋投入	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	238,077	100.0%	224,429	100.0%	211,727	100.0%	205,353	100.0%	191,618	100.0%

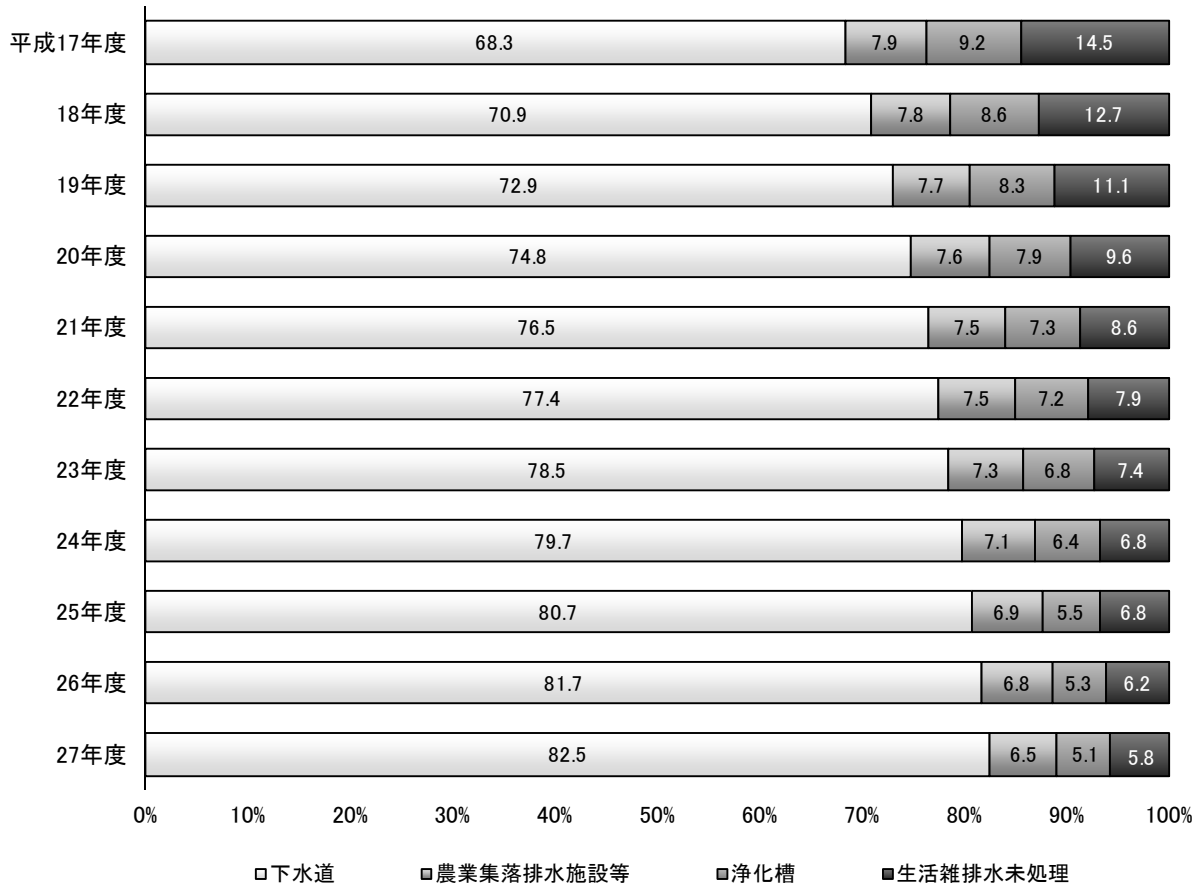
(注1) 平成19、23年度は閏年のため、1年を366日で計算しています。

(注2) 平成24年度以降は、計画収集人口に外国人を含みます。

## 2 生活雑排水処理の状況

本県の生活雑排水処理率(総人口のうち生活雑排水を処理している人口の割合)は年々上昇しており、平成27年度(平成28年3月末)では、下水道により82.5%、農業集落排水施設等により6.5%、浄化槽により5.1%、合計94.1%となっています。

図-14 生活雑排水処理率の推移



(注) 農業集落排水施設等には、林業集落排水施設を含んでいます。



表－9 生活雑排水処理の詳細

		平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
総人口(人)		1,359,273	1,365,393	1,371,577	1,377,886
下水道	処理人口(人)	888,040	932,673	972,208	1,005,145
	処理率(%)	65.3	68.3	70.9	72.9
農業集落排水施設等	処理人口(人)	107,792	107,941	107,015	105,475
	処理率(%)	7.9	7.9	7.8	7.7
浄化槽	処理人口(人)	144,771	126,197	117,537	113,960
	処理率(%)	10.7	9.2	8.6	8.3
生活雑排水処理率(%)		83.9	85.5	87.3	88.9
生活雑排水未処理人口(人)		218,670	198,582	174,817	153,306

		平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
総人口(人)		1,382,321	1,386,570	1,390,927	1,394,472
下水道	処理人口(人)	1,034,070	1,060,784	1,077,247	1,094,515
	処理率(%)	74.8	76.5	77.4	78.5
農業集落排水施設等	処理人口(人)	105,427	104,502	104,148	101,822
	処理率(%)	7.6	7.5	7.5	7.3
浄化槽	処理人口(人)	109,537	101,510	100,298	94,733
	処理率(%)	7.9	7.3	7.2	6.8
生活雑排水処理率(%)		90.4	91.4	92.1	92.6
生活雑排水未処理人口(人)		133,287	119,774	109,234	103,402

		平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
総人口(人)		1,419,426	1,419,414	1,418,659	1,417,961
下水道	処理人口(人)	1,131,743	1,145,416	1,159,601	1,170,324
	処理率(%)	79.7	80.7	81.7	82.5
農業集落排水施設等	処理人口(人)	100,503	98,499	96,405	92,824
	処理率(%)	7.1	6.9	6.8	6.5
浄化槽	処理人口(人)	90,523	78,409	74,948	72,017
	処理率(%)	6.4	5.5	5.3	5.1
生活雑排水処理率(%)		93.2	93.2	93.8	94.2
生活雑排水未処理人口(人)		96,657	97,090	87,705	82,796

(注1) 農業集落排水施設等には、林業集落排水施設を含んでいます。

(注2) 「総人口」は、3月31日における住民基本台帳の人口です。

(注3) 平成24年度以降は、総人口に外国人を含みます。

### ●生活排水対策の推進

琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質汚濁防止のためには、生活排水をきれいな水に処理することが必要です。

そこで、生活排水を処理できる施設として下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の設置が進められています。平成 27 年度における生活排水処理施設の整備率（汚水処理人口普及率）の全国平均（ただし、福島県を除く。）は 89.9%で、本県は 98.5%となっています。

生活排水処理施設の整備は、地域の特性に応じた適切な手法を選定する必要があります。下水道については行政が計画的に整備を進めますが、下水道の計画区域外や整備まで長期間を要する地域については、各家庭に下水道と同等の能力を持つ浄化槽の設置を推進することが必要です。

そのため本県では、浄化槽の設置に関する補助制度を設けているほか、平成 9 年度に全国で初めて条例により浄化槽の設置を義務付けました。平成 27 年度末現在、浄化槽の設置数は全県で 34,549 基となっています。今後は、設置後の維持管理の徹底等、課題への取組が必要です。

なお、平成 12 年度まで浄化槽の一種とされてきたみなし浄化槽（単独処理浄化槽）は、し尿のみを処理する施設であり、それ以外の汚水は未処理で排出してしまうことから、法改正により平成 13 年度から新設が禁止されました。これにより、生活排水全てを処理できる合併処理浄化槽のみが浄化槽と規定され、整備が進められています。



福田 真優さん（彦根市立南中学校 1 年）の作品

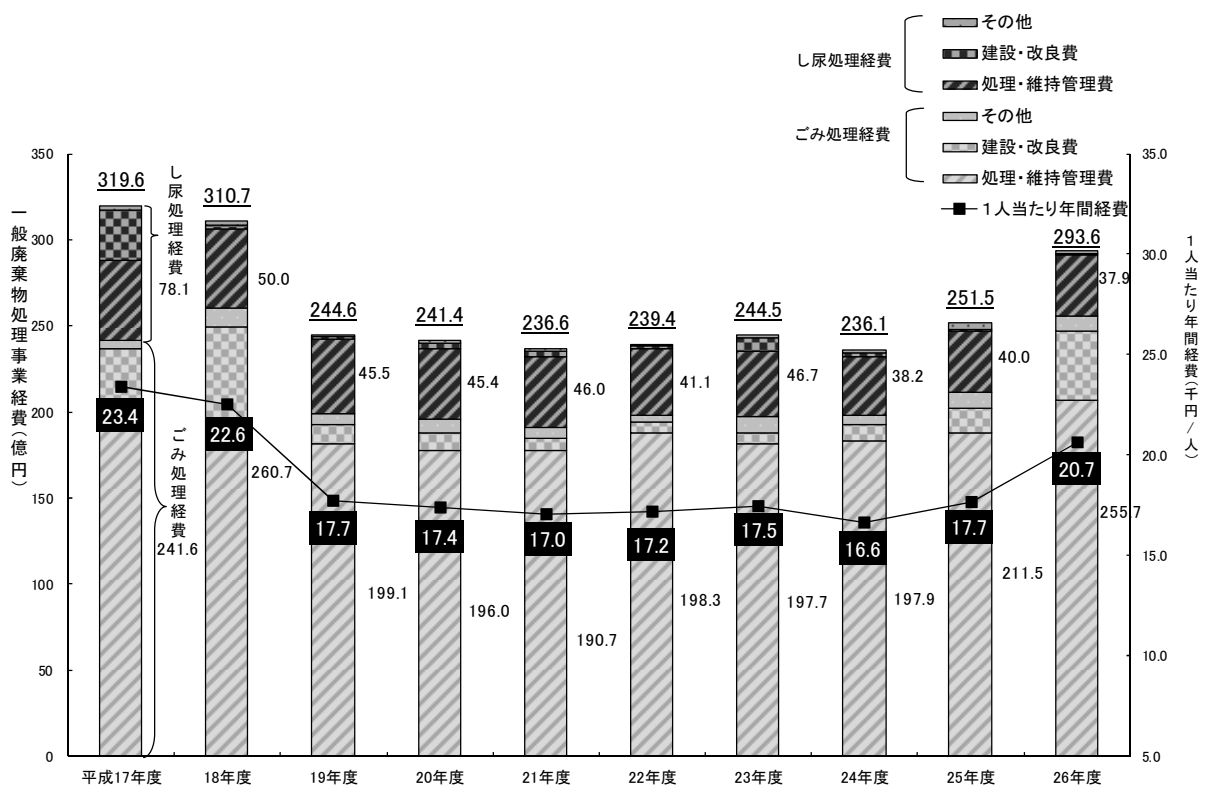
## IV 一般廃棄物 処理事業の概要

### 1 一般廃棄物処理事業経費と有料化状況

平成26年度におけるごみ処理経費は約255億7000万円、し尿処理経費は約37億9000万円で、合計で約293億6000万円となっています。これを1人当たりの年間経費に換算すると約2万700円となります。

また、ごみ処理の有料化の状況は、家庭系可燃ごみ(直接搬入ごみを除く)を有料化しているのは12市町で、無料としている7市町を上回っています。

図-15 一般廃棄物処理事業経費等の推移



(注1) 一般廃棄物処理事業経費=ごみ処理経費+し尿処理経費

(注2) ごみ処理経費およびし尿処理経費は、処理・維持管理費(人件費、処理費、委託費等)、建設・改良費(工事費、調査費等)、その他(清掃事務所の整備に係る経費等)を含みます。

(注3) 平成24年度以降は、総人口(住民基本台帳人口)に外国人人口を含めて算出しています。

表-10 市町別ごみ処理における有料化状況（直接搬入ごみ※1を除く）（平成28年12月末現在）

市町名	家庭系可燃ごみ			家庭系資源ごみ (プラスチック類)※2			家庭系不燃ごみ		家庭系粗大ごみ		事業系可燃ごみ	
	有料	徴収方法	無料	有料	徴収方法	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料
大津市			○			○		○	○		○	
彦根市			○			○		○	○		○	
長浜市	○	A				○	○		○※3	○	○	
近江八幡市			○	分別収集なし				○	○※4	○※4	○	
草津市	○	B		○	B			○	○		○	
守山市	○	A		○	A		○		○		○	
栗東市	○	A		○	A		○		○		○	
甲賀市	○	A		○	A			○	○		○	
野洲市	○	A		分別収集なし			○		○		○	
湖南市	○	A		○	A			○	○		○	
高島市			○			○		○	○		○	
東近江市	○※5	A※5	○	分別収集なし			○※5	○	○	○※6	○	
米原市	○	A				○	○		○※3	○	○	
日野町			○	分別収集なし				○	収集なし 直接搬入は有料		○	
竜王町			○	分別収集なし				○		○※7	○	
愛荘町	○	A		分別収集なし			○			○※7	○	
豊郷町	○	A		分別収集なし				○		○	○	
甲良町	○	A		分別収集なし				○		○	○	
多賀町	○	A		分別収集なし			○			○	○	
合計		12	7		5	6	7	12	13	8	19	0

※1 直接搬入ごみ…住民や事業者によって、ごみ処理施設まで直接搬入されるごみ

※2 ペットボトル、白色トレイは除く。

※3 年間2回の集積所収集(無料)。戸別収集を実施(有料)(H27.10から)。

※4 旧近江八幡市地域のみ申込みによる粗大ごみの収集を実施(有料)。旧安土町地域は拠点を立てて回収を実施(無料)。  
収集回数は品目によって異なる。

※5 旧湖東町地域および旧愛東町地域のみ

※6 旧湖東町地域については、1年間に2回、拠点を立てて回収を実施(無料)。拠点回収以外は、排出者がごみ処理施設まで直接搬入(有料)

旧愛東町地域については、1年間に1回、拠点を立てて回収を実施(無料)。拠点回収以外は、排出者がごみ処理施設まで直接搬入(有料)

※7 1年間に2回、拠点を立てて回収を実施(無料)。拠点回収以外は、排出者がごみ処理施設まで直接搬入(有料)。

《徴収方法》

A：単純従量型。排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量に関わらず一定。

B：超過量従量型。排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。

## 2 事務組合の組織状況

複数市町が共同で事務を行うため組織された事務組合では、廃棄物処理をはじめとした様々な公共サービスを地域住民に提供しています。

平成28年12月末現在、一般廃棄物処理事業を行う県内事務組合は8団体となっています。

表-11 事務組合一覧(平成28年12月末現在)

事務組合名	設立年月日	郵便番号	所在地	電話番号	管内市町	事業内容
湖北広域行政事務センター	S40.4.5	526-0021	長浜市八幡中山町200	事務局 0749-62-7143 クリスタルプラザ 0749-62-7141 (可燃ごみ、資源ごみ) クリーンプラント 0749-74-3377 (不燃ごみ、粗大ごみ)	長浜市 米原市	○ごみの収集運搬・中間処理 ・最終処分、業の許可及び施設建設の計画施行、資源化
		526-0251	長浜市大依町1337			
		529-0367	長浜市湖北町海老江1049	第1プラント 0749-79-0181 (し尿)	長浜市 米原市	○火葬場 霊柩車
		529-0708	長浜市西浅井町沓掛1313-1	伊香クリーンプラザ 0749-88-0088 (不燃ごみ、粗大ごみ)	長浜市(旧木之本町、余呉町、西浅井町地域のみ)	
八日市布引ライフ組合	S41.3.3	527-0066	東近江市柴原南町1590	0748-22-0465	東近江市(旧愛東町、湖東町地域を除く) 日野町 竜王町	○し尿の収集運搬・中間処理 ・残渣の処理 ○火葬場
中部清掃組合	S46.5.28	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155	東近江市(旧愛東町、湖東町地域を除く) 近江八幡市(旧安土町地域のみ) 日野町 竜王町	○ごみの中間処理、最終処分、残渣の処理及び施設建設の計画施行、資源化
甲賀広域行政組合	S48.4.1	528-0005	甲賀市水口町水口6218	事務局 0748-62-0056	甲賀市 湖南市	○ごみの中間処理、残渣の処理及び施設建設の計画施行 ○し尿の収集運搬・中間処理 ・残渣の処理、施設建設の計画施行 ○消防事務 ○市税の滞納整理 ○火薬取締法に係る滋賀県知事の属する事務のうち、市町が処理することとされた事務
		528-0005	甲賀市水口町水口6458	第1施設 0748-62-0809		
		528-0005	甲賀市水口町水口6677	第2施設 0748-62-5454		
湖東広域衛生管理組合	S49.9.1	529-1162	犬上郡豊郷町大字八町500	豊楠苑(事務局) 0749-35-4058	東近江市(旧愛東町、湖東町地域のみ) 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	○し尿の収集運搬・中間処理 ・業の認可、施設建設の計画施行 ○可燃ごみの中間処理並びに廃乾電池の処分及び施設の設置・運営・管理
		527-0102	東近江市平柳町3-1	リバースセンター 0749-45-0366		
愛知郡広域行政組合	S50.4.1	527-0108	東近江市小八木町16 (愛知郡広域行政組合庁舎3階)	0749-45-1416	東近江市(旧愛東町、湖東町地域のみ) 愛荘町	○ごみの最終処分及び施設建設の計画施行 ○上水道事業 ○火葬場
湖南広域行政組合	H10.4.1	520-3024	栗東市小柿3-1-1	事務局 077-551-2727	草津市 守山市 栗東市 野洲市	○し尿の収集運搬・中間処理 ・業の許可・残渣の処理、施設建設の計画施行 ○消防事業 ○第二次救急医療に関する事務 ○火薬取締法に係る滋賀県知事の属する事務のうち、市町が処理することとされた事務 ○休日急病診療所の設置および管理運営に関すること。
		525-0015	草津市集町404-1	環境衛生センター 077-568-0251		
彦根愛知犬上広域行政組合	H12.11.1	529-1161	犬上郡豊郷町大字四十九院1252	事務局 0749-35-0015	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	○新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務 ○火葬場の設置および管理運営に関する事務 ○最終処分場の設置および管理運営に関する事務
		522-0013	彦根市中山町381-1	中山投棄場 0749-26-5250	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	



### 3 一般廃棄物処理施設等の整備状況

#### (1) 焼却処理施設

表-12 焼却処理施設一覧(平成28年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (t/日)	炉型式	使用開始 年度	余熱利用 状況	発電能力 (kW) 総発電量 (MWh)	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市環境美化センター	180	全連続	1988	場内温水 場外温水	-	520-0823	大津市膳所上別保町 785-1	077-531-0230
② "	大津市北部クリーンセン ター	170	全連続	1989	場内温水 場外温水	-	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
③ 彦根市	彦根市清掃センター	90	バッチ	1977	-	-	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
④ 近江八幡市	近江八幡市環境エネルギー センター	76	全連続	2016	場内発電 その他	980 - ※1	523-0036	近江八幡市竹町1143	0748-38-8110
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター	150	准連続	1997	-	-	525-0043	草津市馬場町1200	077-562-6361
⑥ 守山市	守山市環境センター	90	全連続	1985	-	-	524-0215	守山市幸津川町2845	077-585-3728
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	76	全連続	2002	場内温水 場内蒸気 その他	-	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター	43	全連続	2016	場内温水 その他	-	520-2313	野洲市大篠原3335	077-588-0568
⑨ 高島市	高島市環境センター	75	全連続	2002	場内温水	-	520-1644	高島市今津町途中谷 236	0740-24-0031
⑩ 湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	168	全連続	1998	場内温水 その他	-	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑪ "	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ (H25.5~休止)	28	バッチ	1997	場内温水	-	529-0708	長浜市西浅井町沓掛 1313-1	0749-88-0088
⑫ 中部清掃組合	中部清掃組合 日野清掃センター	180	全連続	2007	場内発電	2,800 15,107※2	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155
⑬ 甲賀広域行政 組合	甲賀広域行政組合衛生セン ター 第2施設	150	准連続	1995	場内温水	-	528-0005	甲賀市水口町水口6677	0748-62-5454

※1 近江八幡市環境エネルギーセンターの総発電量：H28.8使用開始のためデータなし

※2 中部清掃組合の総発電量：平成27年度実績

図-16 焼却処理施設位置図(平成28年12月末現在)

- ① 大津市環境美化センター
- ② 大津市北部クリーンセンター
- ③ 彦根市清掃センター
- ④ 近江八幡市環境エネルギーセンター
- ⑤ 草津市立クリーンセンター
- ⑥ 守山市環境センター
- ⑦ 栗東市環境センター
- ⑧ 野洲クリーンセンター
- ⑨ 高島市環境センター
- ⑩ 湖北広域行政事務センター  
クリスタルプラザ
- ⑪ 湖北広域行政事務センター  
伊香クリーンプラザ
- ⑫ 中部清掃組合 日野清掃センター
- ⑬ 甲賀広域行政組合  
衛生センター第2施設



表-13 焼却施設ダイオキシン類自主検査測定結果一覧

施設名称		排出ガス 測定結果 (ngTEQ/m <sup>3</sup> N)	ダイオキシン類 排出基準 (ngTEQ/m <sup>3</sup> N)	試料採取日
大津市環境美化センター	1号炉	0.35	5	H28.9
	2号炉	0.15		H28.9
大津市北部クリーンセンター	1号炉	0.098	5	H28.1
	2号炉	0.11		H28.1
彦根市清掃センター	1号炉	0.032	5	H28.1
	2号炉	0.094		H28.1
	3号炉	0.038		H28.1
近江八幡市環境エネルギーセンター	1号炉	0.016	5	H28.10
	2号炉	0.0036		H28.10
草津市立クリーンセンター	1号炉	0.018	5	H27.6
	2号炉	0.035		H27.7
	3号炉	0.0095		H27.6
守山市環境センター	A炉	0.026	10	H28.7
	B炉	0.010		H28.7
栗東市環境センター	1号炉	0.000099	5	H27.10
	2号炉	0.00029		H27.11
野洲クリーンセンター(旧)	1号炉	0.026	10	H28.8
	2号炉	0.032		H28.8
高島市環境センター	1号炉	0.012	5	H28.3
	2号炉	0.014		H28.1
湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	1号炉	0.00099	5	H28.6
	2号炉	0.0012		H28.6
湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	1号炉	(休止中)	10 (休止中)	H25.5休止
	2号炉	(休止中)		H25.5休止
中部清掃組合 日野清掃センター	1号炉	0.001	1	H27.8
	2号炉	0.00078		H27.8
	3号炉	0.0015		H27.9
甲賀広域行政組合 衛生センター第2施設	1号炉	0.5	5	H27.10
	2号炉	0.94		H27.10
	3号炉	0.6		H27.10

### ●ダイオキシン類削減対策の推進

平成9年度の廃棄物処理法施行令および施行規則の改正により、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の排出濃度基準の設定、焼却施設の構造・維持管理基準の強化等が図られました。既存の焼却施設については、これら基準が段階的に適用されてきましたが、平成14年12月から完全施行（14年規制）されました。

県では、稼働中の廃棄物焼却施設について、立入検査や排出ガスについての行政検査を順次行い、基準適合状況を確認しています。

なお、平成27年度に実施した16施設の排出ガス行政検査の結果、排出基準を超過した施設はありませんでした。

#### 廃棄物処理法に基づく許可・届出等施設

区分	平成27年度末現在 許可（届出）施設数
一般廃棄物焼却施設 ※1	11
産業廃棄物焼却施設 ※2	14
その他の産業廃棄物焼却施設 ※3	6

※1 市町等が設置する家庭ごみ等の焼却施設

※2 汚泥、廃油、廃プラスチック類等の処理能力が、一定規模以上の産業廃棄物焼却施設

※3 上記の許可（届出）の対象とならない施設で、産業廃棄物中間処理業者が設置するもの



大橋 樹弥さん（滋賀大学教育学部附属中学校2年）の作品

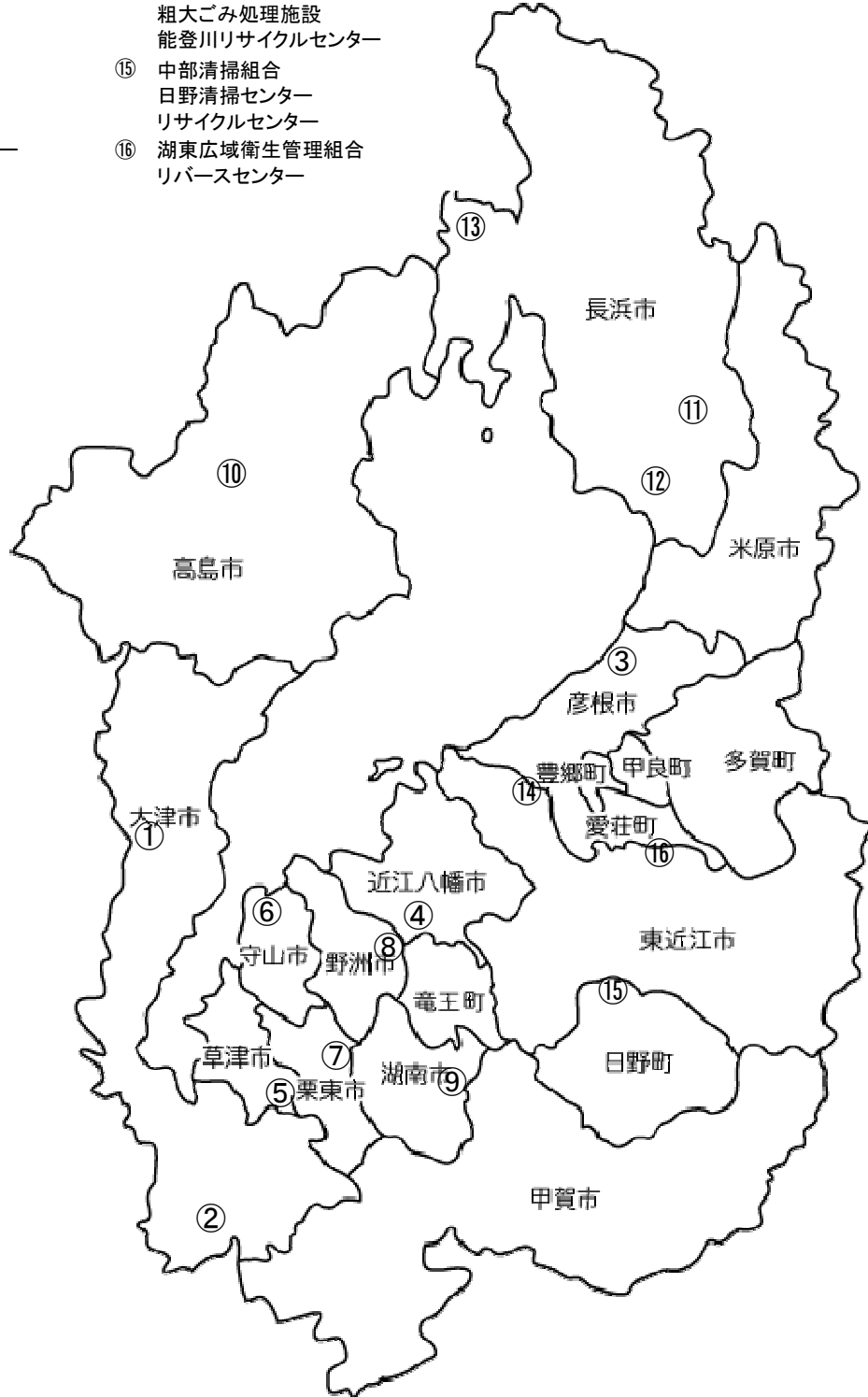
## (2) 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等

表-14 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等一覧(平成28年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市北部クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 大型ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ (缶、びん、ペットボトル)	選別 破碎・圧縮	45	1991	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
"	大津市北部クリーンセンター (プラスチック容器資源化施設)	プラスチック製容器包装類	選別 圧縮・梱包	10	2006	"	"	"
"	大津市北部クリーンセンター (北部廃棄物最終処分場)	資源ごみ (びん)	選別	4.5	2014	520-0363	大津市伊香立下龍華町 815-1	077-598-2532
② "	大津市大津クリーンセンター (再資源化施設)	資源ごみ (缶、びん、ペットボトル)	選別 圧縮・梱包	11.5	1986	520-2263	大津市大石中6-5-1	077-546-3081
"	大津市大津クリーンセンター (破碎施設)	不燃ごみ、大型ごみ、直接搬入ごみ	破碎	25	1983	"	"	"
③ 彦根市	彦根市清掃センター (粗大ごみ処理場)	粗大ごみ 直接搬入ごみ	破碎・選別	50	1979	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
"	彦根市清掃センター (びん選別装置)	ガラス類	選別	8	1990	"	"	"
"	彦根市清掃センター (缶選別圧縮装置)	金属類	選別 圧縮	4.9	1997	"	"	"
"	彦根市清掃センター (ペットボトル圧縮梱包装置)	ペットボトル	圧縮・梱包	1	2001	"	"	"
"	彦根市清掃センター (プラスチックごみ減容装置)	不燃ごみ	熱風熔融圧縮	7.5	1988	522-0056	彦根市開出今町1330	"
④ 近江八幡市	近江八幡市 環境エネルギーセンター	不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・選別	8.17	2016	523-0036	近江八幡市竹町1143	0748-38-8110
"	"	缶類	選別・圧縮	0.60	"	"	"	"
"	"	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	0.87	"	"	"	"
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター (破碎ごみ処理施設)	粗大ごみ 破碎ごみ	破碎	10	1996	525-0043	草津市馬場町1200	077-562-6361
"	草津市立クリーンセンター (金属処理施設)	金属類	選別 圧縮	10	"	"	"	"
"	草津市立クリーンセンター (ペットボトル圧縮梱包施設)	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1.5	2003	"	"	"
"	草津市立クリーンセンター (プラスチック圧縮梱包処理施設)	プラスチック	選別 圧縮・梱包	9	2005	"	"	"
⑥ 守山市	守山市環境センター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ その他	破碎・圧縮	30	1986	524-0215	守山市幸津川町2845	077-585-3728
"	守山市環境センター (アルミセパレーター)	金属類	選別	6	1992	"	"	"
"	守山市環境センター (プラスチック類圧縮減容梱包機)	ペットボトル プラスチック	圧縮・梱包	4	2000	"	"	"
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎	6	2002	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
"	"	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 直接搬入ごみ 事業系生ごみ その他	選別 圧縮・梱包 ごみ堆肥化	26	"	"	"	"
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター (リサイクルセンター)	粗大ごみ 直接搬入ごみ 不燃ごみ	破碎・圧縮	7	2016	520-2313	野洲市大篠原3335	077-588-0568
"	"	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1	"	"	"	"
⑨ 湖南市	湖南市リサイクルプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・選別	22	1997	520-3252	湖南市岩根136	0748-75-3933
"	"	ペットボトル	圧縮・梱包	1	"	"	"	"
"	"	金属類	圧縮	5.7	"	"	"	"
⑩ 高島市	高島市環境センター	粗大ごみ	破碎・圧縮	15	2004	520-1644	高島市今津町途中谷 236番地	0740-24-0031
"	"	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 その他資源ごみ	選別 圧縮・梱包	10	"	"	"	"
⑪ 湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	破碎	40	1990	526-0251	長浜市大依町1337	0749-74-3377
⑫ "	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ (リサイクルプラザ)	プラスチック製容器包装 資源ごみ 発泡スチロール	選別 圧縮・梱包 減溶 その他	6.8	1999	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑬ "	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	(H27.4~休 止) 一時保管	5	1997	529-0708	長浜市西浅井町番掛 1313-1	0749-88-0088
"	"	資源ごみ	"	3	"	"	"	"
⑭ 中部清掃組合	中部清掃組合 粗大ごみ処理施設	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎・圧縮	50	1994	521-1212	東近江市種町528	0748-42-2294
"	中部清掃組合 能登川リサイクルセンター	ペットボトル	圧縮・梱包	1.5	1998	"	"	"
⑮ "	中部清掃組合 日野清掃センター リサイクルセンター	紙類 プラスチック その他資源ごみ	圧縮・梱包 その他	1.9	2007	529-1663	蒲生郡日野町北臨 1-1	0748-53-0155
⑯ 湖東広域衛生 管理組合	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	可燃ごみ 直接搬入ごみ	ごみ燃料化	22	1997	527-0102	東近江市平柳町3-1	0749-45-0366

図-17 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等位置図(平成28年12月末現在)

- |                            |                                      |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ① 大津市北部クリーンセンター            | ⑫ 湖北広域行政事務センター<br>クリスタルプラザ(リサイクルプラザ) |
| ② 大津市大津クリーンセンター            | ⑬ 湖北広域行政事務センター<br>伊香クリーンプラザ          |
| ③ 彦根市清掃センター                | ⑭ 中部清掃組合<br>粗大ごみ処理施設<br>能登川リサイクルセンター |
| ④ 近江八幡市環境エネルギーセンター         | ⑮ 中部清掃組合<br>日野清掃センター<br>リサイクルセンター    |
| ⑤ 草津市立クリーンセンター             | ⑯ 湖東広域衛生管理組合<br>リバースセンター             |
| ⑥ 守山市環境センター                |                                      |
| ⑦ 栗東市環境センター                |                                      |
| ⑧ 野洲クリーンセンター               |                                      |
| ⑨ 湖南市リサイクルプラザ              |                                      |
| ⑩ 高島市環境センター                |                                      |
| ⑪ 湖北広域行政事務センター<br>クリーンプラント |                                      |



## (3) 埋立処分地

表-15 埋立処分地一覧(平成28年12月末現在)

事業主体名	施設名称	埋立地面積 (m <sup>2</sup> )	全体容積 (m <sup>3</sup> )	平成27年度 埋立実績量 (m <sup>3</sup> )	平成27年度末 残余容量 (m <sup>3</sup> )	埋立 場所	埋立開始 年度	遮水工	浸出水 処理施設
大津市	大田廃棄物最終処分場	19,200	225,600	3,802	8,810	山間	1994	有	有
"	大津市北部廃棄物 最終処分場増設2期	14,600	188,200	5,097	53,311	山間	2001	有	有
近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物 最終処分場	24,800	157,514	567	72,347	平地	1999	有	有
守山市	守山市一般廃棄物 最終処分場	9,260	32,000	696	21,520	平地	2004	有	有
栗東市	岡最終処分場	4,710	24,000	52	1,788	平地	1977	有	有
甲賀市	信楽不燃物処理場	14,300	38,500	276	3,393	山間	1986	有	有
野洲市	蓮池の里第二処分場	7,800	32,000	518	22,775	平地	2002	有	有
高島市	今津不燃物処理場	7,800	58,000	1,036	8,379	山間	1991	有	有
"	朽木不燃物処理場	2,430	5,368	22	1,690	山間	1984	有	有
"	新旭不燃物処理場	10,808	160,650	16	185	山間	1968	有	有
東近江市	東近江市一般廃棄物 最終処分場	12,122	36,500	37	27,182	平地	1987	無	無
湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント H27.3.31埋立完了	18,700	192,695	0	0	山間	1990	有	有
"	湖北広域行政事務センター ウイングプラザ H27.4.1供用開始	14,700	97,000	751	95,071	山間	2015	有	有
"	余呉一般廃棄物 最終処分場	6,800	35,800	146	14,805	山間	1986	有	有
中部清掃組合	安土一般廃棄物 最終処分場	14,000	75,000	2,533	30,447	平地	2002	有	有
愛知郡広域 行政組合	愛知郡広域行政組合 ガレキ処分場	5,600	28,200	194	15,339	山間	1988	無	無
彦根愛知犬上広 域行政組合	中山投棄場	26,000	237,000	4,954	43,695	山間	1998	有	有

(4) し尿処理施設

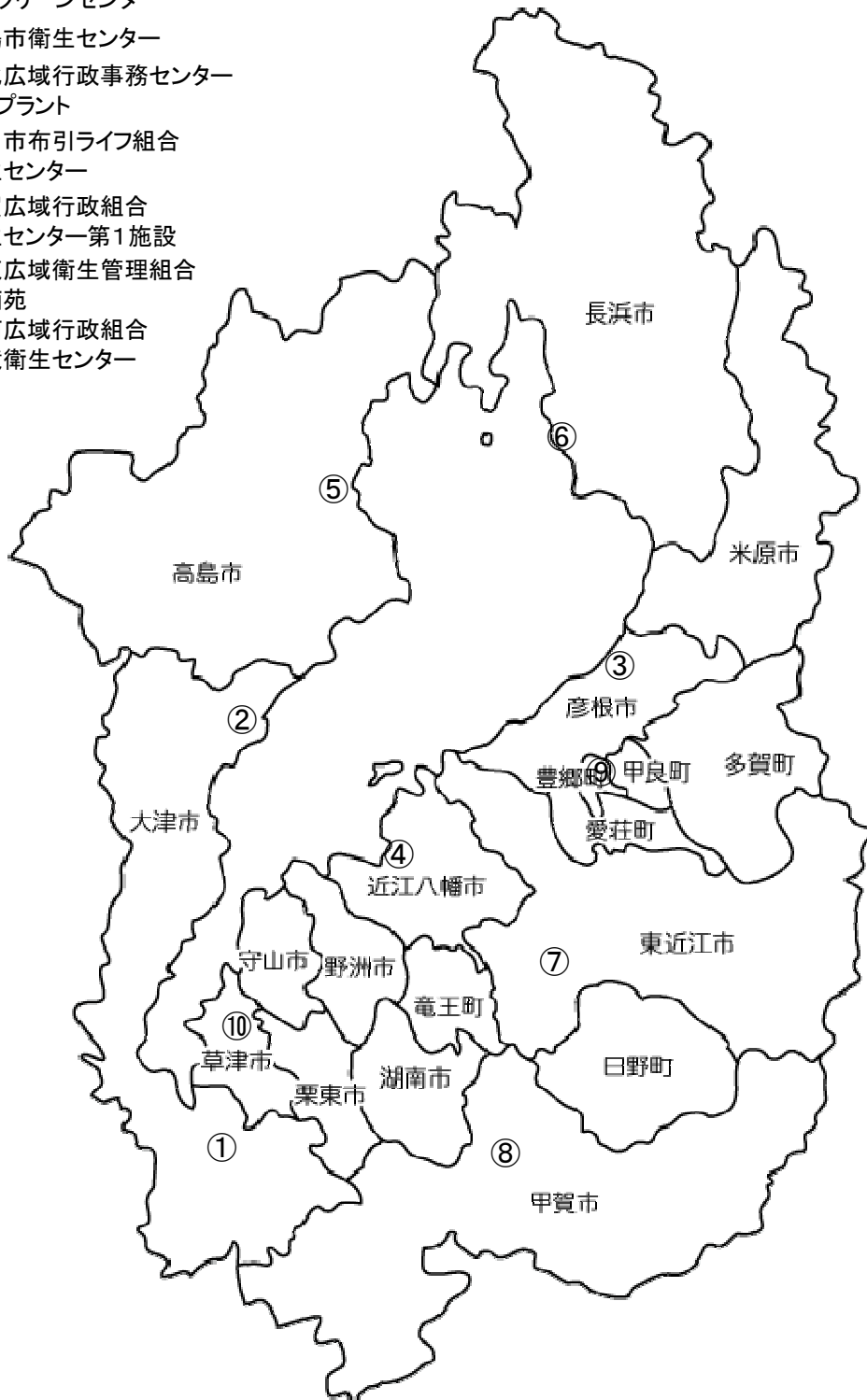
表一16 し尿処理施設一覧(平成28年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (kl/日)	処理方法	高度処理		使用開始 年度	郵便番号	所在地	電話番号
				N (生物脱窒)	P (濃集分離処 分)				
① 大津市	大津市南部衛生プラント	90	低二段＋高度処理	○	○	1985	520-2273	大津市羽粟1-18-1	077(546)1203
② "	大津市志賀衛生プラント	23	膜分離高負荷脱窒素＋ 高度処理	○	○	2006	520-0503	大津市北比良1039-3	077(596)1331
③ 彦根市	彦根市衛生処理場	156	好気性消化＋ 活性汚泥＋ 高度処理	○	○	1978	522-0056	彦根市開出今町1330	0749(24)2497
④ 近江八幡市	近江八幡市立 第1クリーンセンター	100	回分式活性汚泥法	—	—	1978 (2013施設 変更により 再稼働)	523-0086	近江八幡市津田町18-3	0748(36)5509 ※近江八幡市環境課
⑤ 高島市	高島市衛生センター	70	標準脱窒素＋ 高度処理	○	○	1976	520-1621	高島市今津町今津770	0740(22)2725
⑥ 湖北広域行政事務 センター	湖北広域行政事務センター 第1プラント	157	低二段＋高度処理	○	○	1983	529-0367	長浜市湖北町海老江 1049	0749(79)0181
⑦ 八日市布引ライ フ組合	八日市布引ライフ組合 衛生センター	255	標準脱窒素＋ 高度処理	○	○	1996	527-0066	東近江市柴原南町1590	0748(22)0465
⑧ 甲賀広域行政組 合	甲賀広域行政組合 衛生センター第1施設	96	メタン発酵＋ 標準脱窒素＋ 高度処理	○	○	2012	528-0005	甲賀市水口町水口6458	0748(62)0809
⑨ 湖東広域衛生管 理組合	湖東広域衛生管理組合 豊楠苑	80	標準脱窒素＋ 高度処理	○	○	1979	529-1162	犬上郡豊郷町大字八町 500	0749(35)4058
⑩ 湖南広域行政組 合	湖南広域行政組合 環境衛生センター	168	高負荷生物脱窒素＋ 高度処理	○	○	2001	525-0015	草津市集町404-1	077(568)0251



図-18 し尿処理施設位置図(平成28年12月末現在)

- ① 大津市南部衛生プラント
- ② 大津市志賀衛生プラント
- ③ 彦根市衛生処理場
- ④ 近江八幡市立  
第1クリーンセンター
- ⑤ 高島市衛生センター
- ⑥ 湖北広域行政事務センター  
第1プラント
- ⑦ 八日市布引ライフ組合  
衛生センター
- ⑧ 甲賀広域行政組合  
衛生センター第1施設
- ⑨ 湖東広域衛生管理組合  
豊楠苑
- ⑩ 湖南広域行政組合  
環境衛生センター



(5) 浄化槽

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）を含めた浄化槽の設置数は図-19 のとおりで、平成13年度から減少しており、平成27年度末現在34,549基となっています。なお、みなし浄化槽については、平成12年度から新設はありません。

図-19 浄化槽設置基数の推移

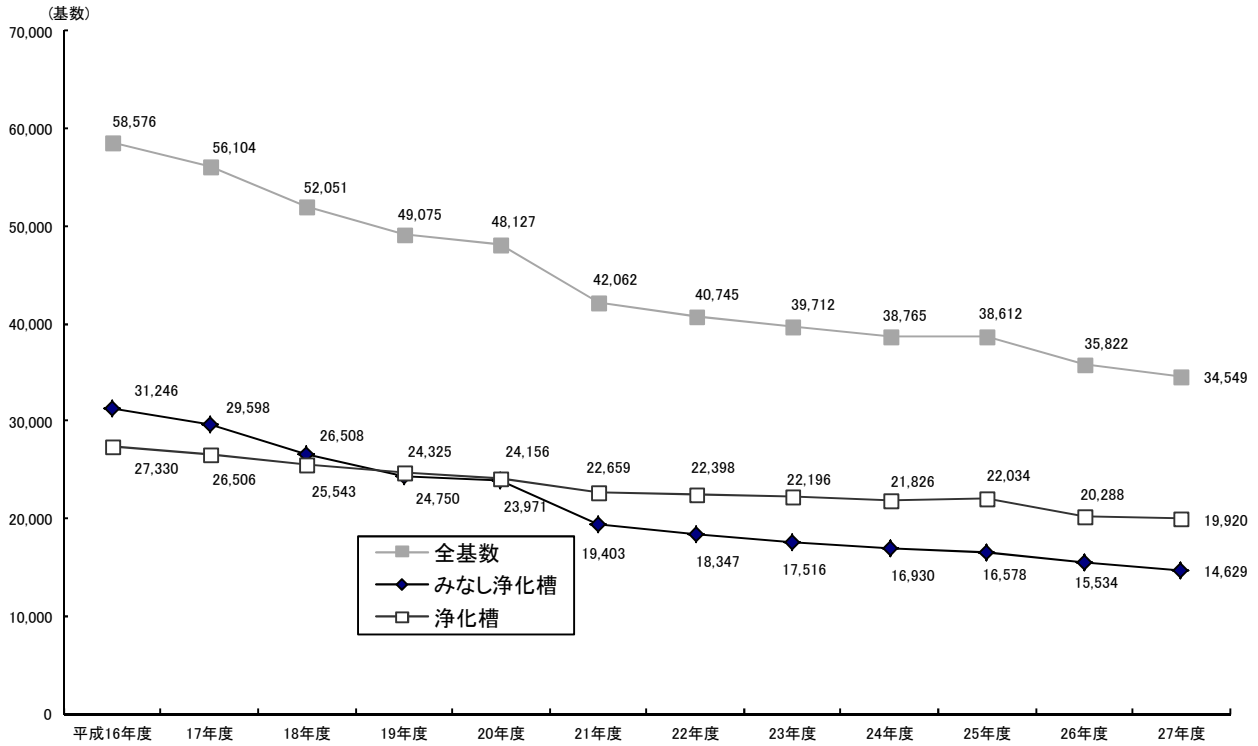


図-20 浄化槽新規設置基数の推移

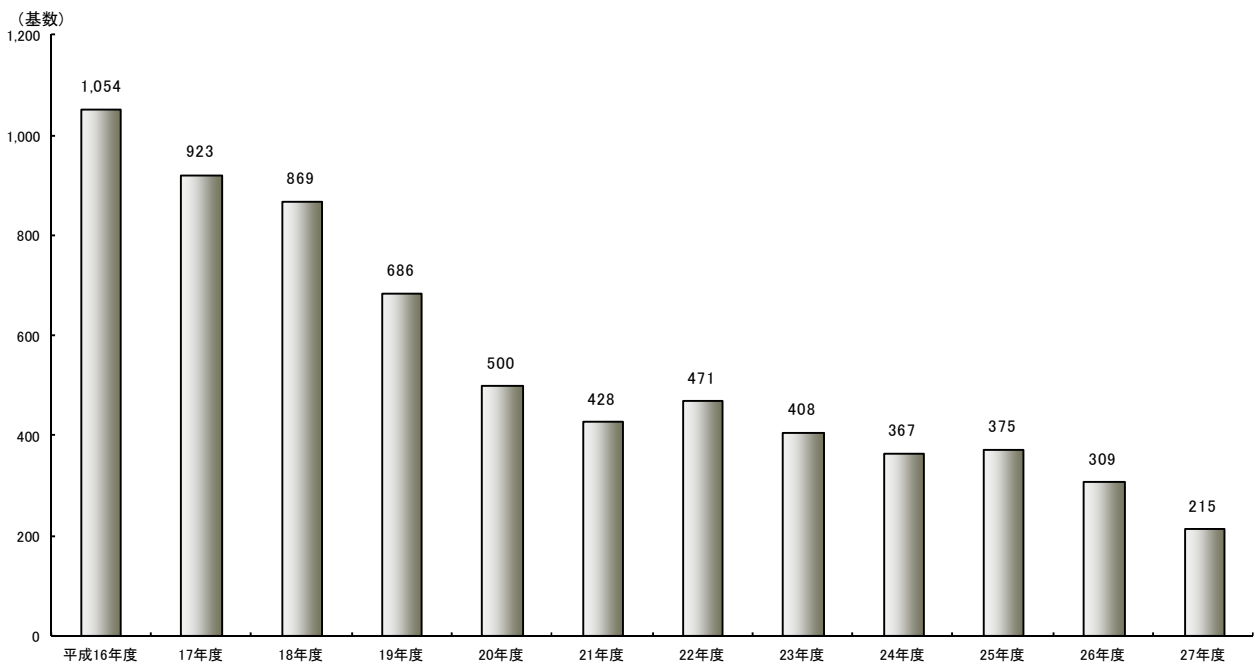


表-17 市町別 県費補助による合併処理浄化槽新規設置基数の推移

(基数)

年度 市町名	平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
大津市	52	57	49	48	43	29	23	15	14	14	17
彦根市	70	37	33	35	27	37	34	29	30	33	19
長浜市	12	7	6	3	7	4	2	1	4	1	0
近江八幡市	61	34	56	58	79	76	95	81	55	37	27
草津市	27	0	2	1	2	0	1	0	0	1	1
守山市	1	1	2	0	1	2	1	1	0	1	1
栗東市	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲賀市	51	35	18	0	22	32	22	34	31	33	32
野洲市	0	2	1	1	0	0	1	0	14	0	0
湖南市	36	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0
高島市	58	34	23	25	24	20	15	10	14	10	5
東近江市	19	24	14	16	9	11	10	10	8	5	4
米原市	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
日野町	21	5	12	7	7	2	0	0	1	0	0
竜王町	6	7	5	5	5	6	1	3	0	1	1
愛荘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
多賀町	9	7	3	4	14	13	13	8	3	3	1
合計	445	252	224	231	240	232	218	192	174	139	108
県費補助金(千円)	77,732	36,242	35,427	31,573	36,810	25,866	30,288	29,885	23,224	19,773	15,759



松村 悠加さん（滋賀大学教育学部附属中学校2年）の作品

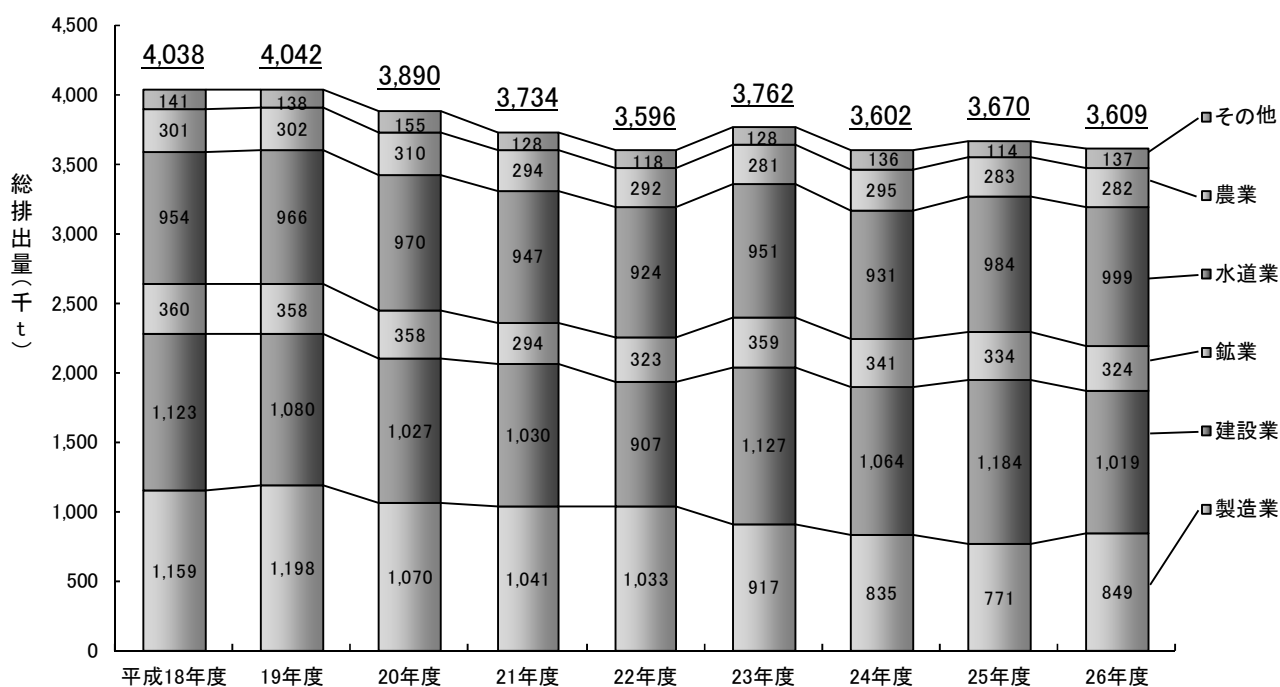
## V 産業廃棄物の概要

### 1 産業廃棄物の排出量

#### (1) 産業廃棄物の総排出量

平成26年度における産業廃棄物の総排出量は3,609千tとなっており、前年度に比べ減少しています。このうち、建設業が1,019千tで最も多く、次いで水道業（下水道業を含む）が999千t、製造業が849千tとなっています。

図-21 産業廃棄物の総排出量の推移



(2) 産業廃棄物の種類別排出量

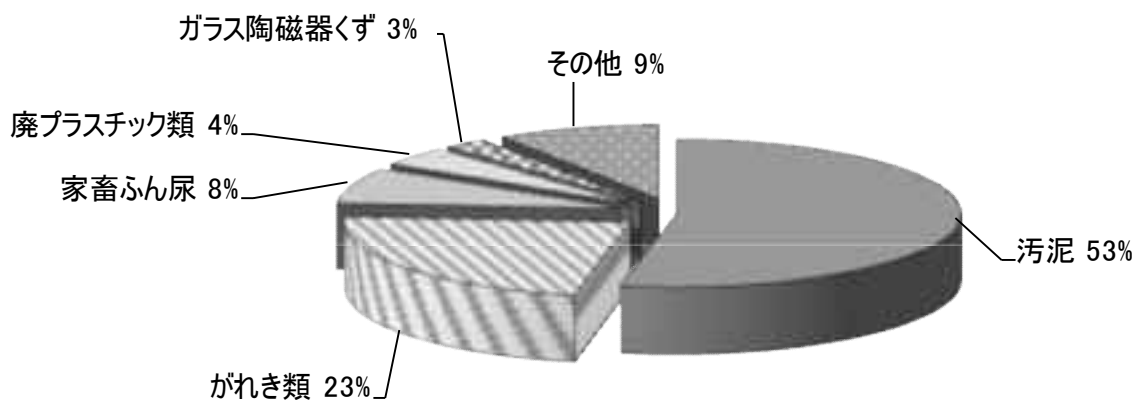
平成 26 年度の総排出量を廃棄物の種類別にみると、汚泥が 1,916 千 t で最も多く、次いで、がれき類が 832 千 t となっています。

表-18 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量（平成 26 年度）

	前年度	合計	(千t)						
			構成比	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
燃え殻	2	4	0%	0	0	2	1	0	0
汚泥	1,867 (229)	1,916 (319)	53%	0	320	38	549	996	14
廃油	50	50	1%	0	0	0	35	0	15
廃酸	12	19	1%	0	0	0	16	0	3
廃アルカリ	52	69	2%	0	0	0	65	0	4
廃プラスチック類	131	151	4%	0	0	28	72	0	51
紙くず	8	4	0%	0	0	4	0	0	0
木くず	108	81	2%	0	0	78	3	0	0
繊維くず	1	0	0%	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	14	14	0%	0	0	0	14	0	0
ゴムくず	0	0	0%	0	0	0	0	0	0
金属くず	27	32	1%	0	0	8	7	0	17
ガラス陶磁器くず	66	91	3%	0	0	23	47	2	18
鉱さい	34	42	1%	0	4	0	36	0	2
がれき類	979	832	23%	0	0	831	0	0	0
ばいじん	16	1	0%	0	0	0	1	0	0
家畜ふん尿	282	282	8%	282	0	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	21	21	1%	0	0	6	4	0	12
合計	3,670 (2,032)	3,609 (2,012)	100%	282	324	1,019	849	999	137

(注) ( )内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

図-22 ごみの種類別排出量の内訳（平成 26 年度）



## 2 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量 3,609 千 t のうち、97.2% に当たる 3,507 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者で脱水、焼却等の中間処理が行われ、そのうち 1,849 千 t (51.2%) が減量化されています。また、総排出量の 46.4% に当たる 1,675 千 t が再生利用され、2.4% に当たる 86 千 t が最終処分されています。

産業廃棄物の種類別の処理率をみると、再生利用率は金属くずやがれき類、家畜ふん尿、鉱さい等において高くなっています。

図-23 県内で発生する産業廃棄物の処理状況（平成 26 年度）

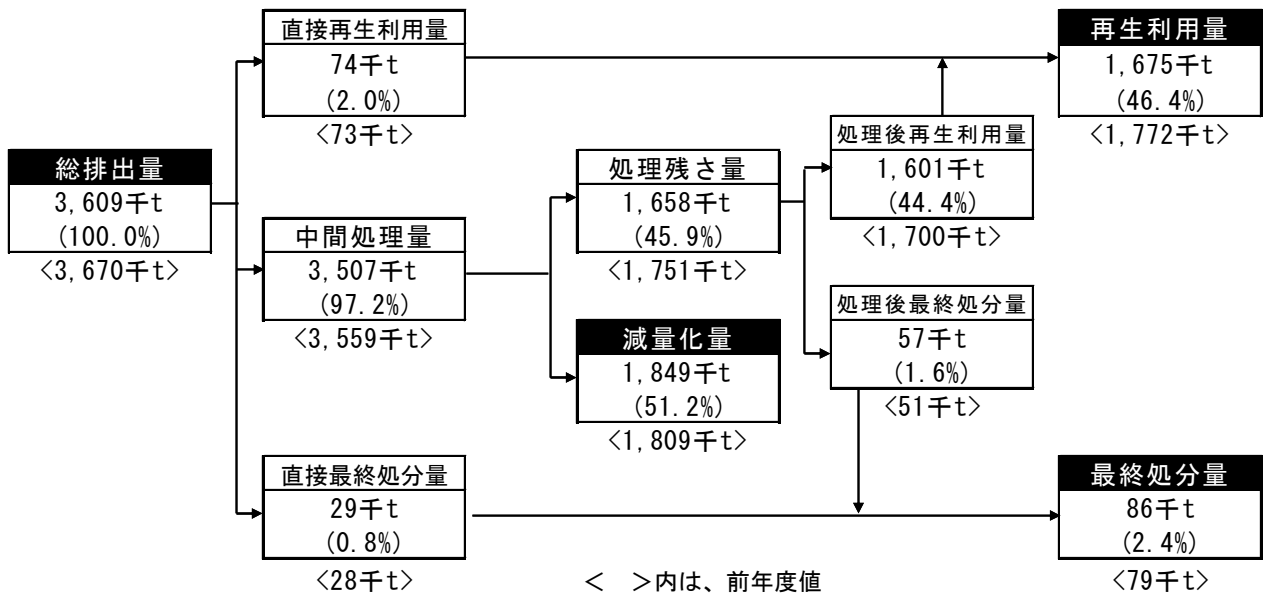
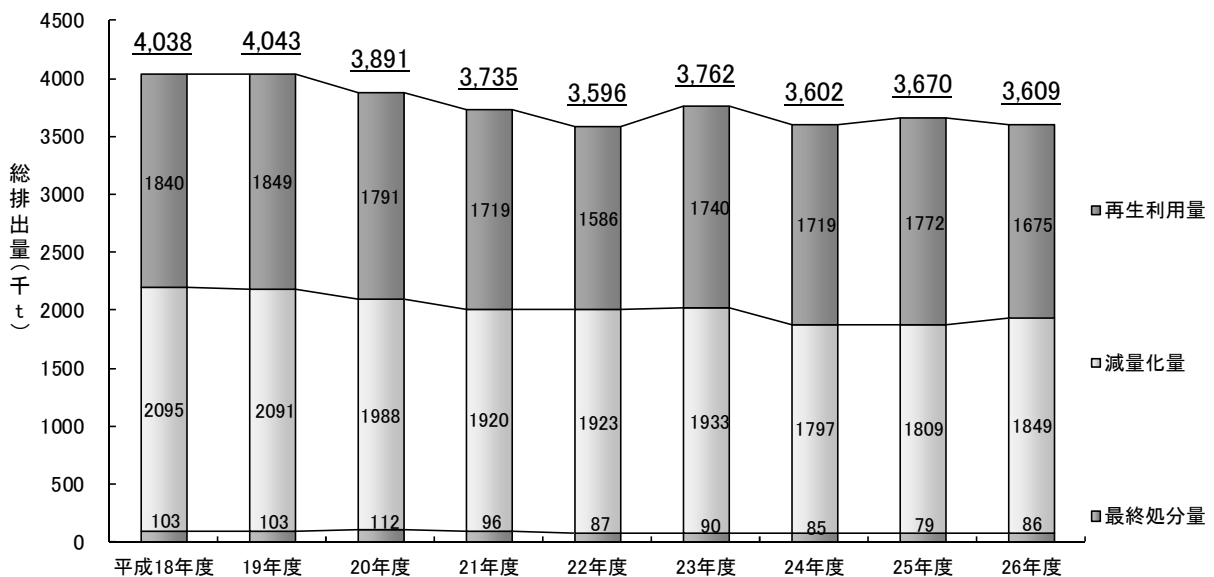
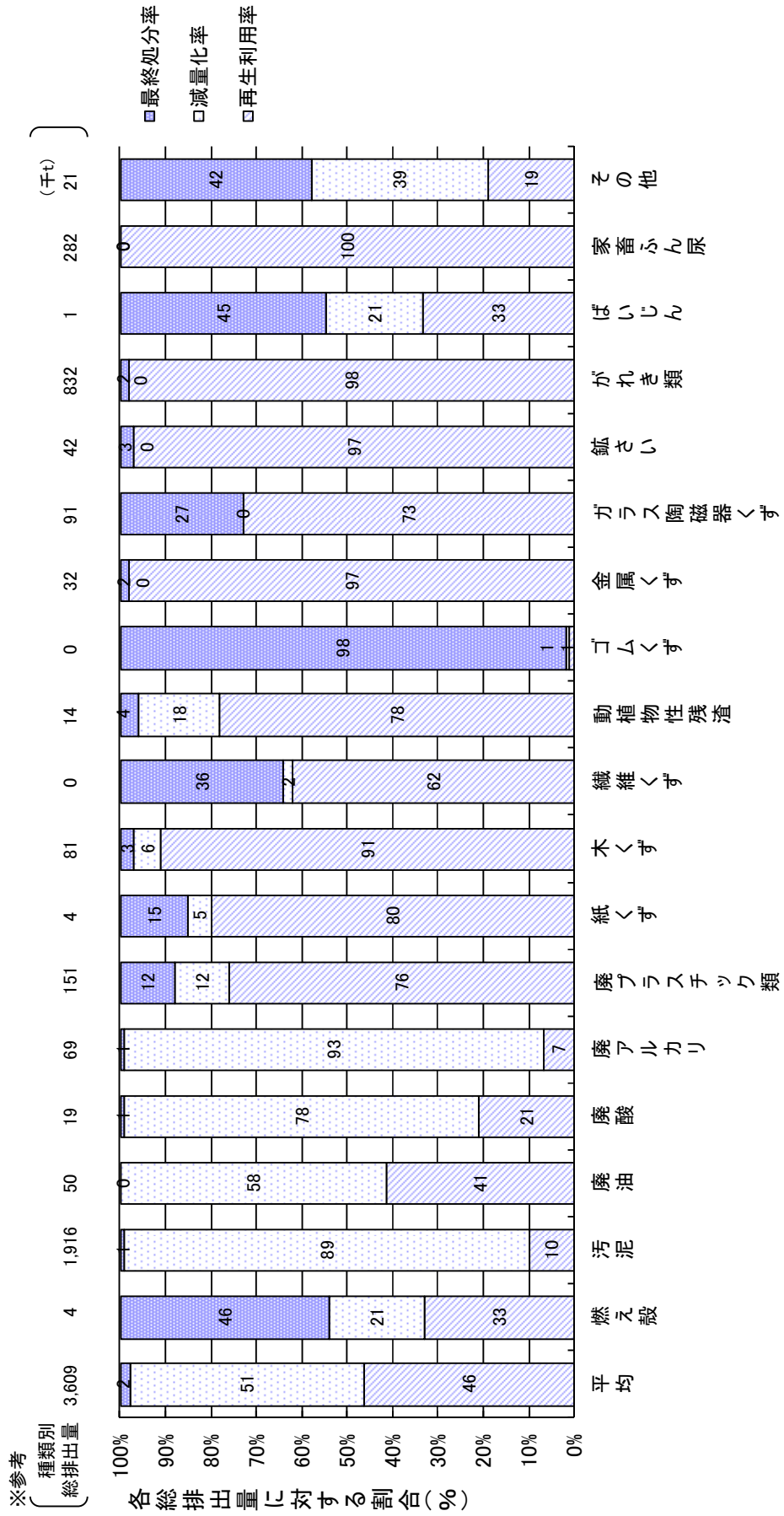


図-24 産業廃棄物処理量の推移



図一25 産業廃棄物の種類別処理率(平成26年度)



### ●リサイクル製品認定制度

循環型社会づくりを進めるためには、ごみの発生抑制や再使用を進めることが不可欠です。一方、製造過程で発生する副産物や排出される廃棄物を資源としてリサイクルし、製造された製品が広く利用されることも必要です。

このため、リサイクル製品の普及と利用拡大を図ることを目的に、主に県内で発生するこれらの資源を原料として製造・加工され、一定基準を満たすリサイクル製品を県が認定する「リサイクル製品認定制度」を平成 17 年 3 月に創設しました。平成 28 年 12 月末現在の認定製品は 222 製品となっています。



認定製品マーク

### ●滋賀県産業廃棄物税条例

滋賀県では循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取組を進めていますが、この一環として、平成 16 年 1 月に滋賀県産業廃棄物税条例を施行しました。

これは、滋賀県内の中間処理施設や最終処分場に産業廃棄物を一定量を超えて搬入した事業者に税金を納付していただくもので、この税収は、①産業廃棄物の減量化の推進 ②資源化施設等の整備推進 ③産業廃棄物処理情報の共有化の推進 ④不法投棄のない社会構築の推進の 4 つの目的に資する事業に充てることとしております。

これまでに、上記の「リサイクル製品認定事業」や、排出事業者等の産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る施設の整備や研究開発に対し補助を行う「産業廃棄物減量化支援事業」などを本税収を用いて実施しています。

### ●産業廃棄物減量化支援事業

滋賀県では産業廃棄物減量化および資源化のための施設の整備や研究開発を行うための経費に対して補助金を交付しています。補助対象事業者は、施設整備は排出事業者のみ、研究開発は排出事業者および廃棄物処理業者です。本事業により、県内における事業者自身による産業廃棄物発生抑制および資源化の取組を促進しています。平成 29 年度からリサイクル製品の販路開拓に係る経費についても本事業の対象とします。

対象 事業 補助内容	技術研究開発	施設整備	販路開拓
補助率	1/2	中小企業 1/3、その他 1/10	1/2
限度額	4,500 千円	9,000 千円	300 千円

### ◆産業廃棄物減量化支援事業の実績

- 研究開発されたリサイクル製品：再生プラスチック、木質加熱アスファルト等
  - 施設整備により導入された設備：減圧蒸留装置、加熱乾燥機、開反機、粉碎機等
- 詳しくは、下記の URL より県ホームページをご覧ください。

[http://www.pref.shiga.lg.jp/d/haikibutsu/kenkyu\\_hojyo/index.html](http://www.pref.shiga.lg.jp/d/haikibutsu/kenkyu_hojyo/index.html)



### 3 産業廃棄物処理業者の状況

#### (1) 収集運搬業者の収集運搬量

産業廃棄物処理業者から提出される実績報告によると、平成 27 年度に収集運搬業者が排出事業者から委託を受けて行った産業廃棄物の収集運搬量は 2,111,417t となりました。なお、県外への運搬・処分、県外から県内への運搬・処分があるため、中間処理・最終処分の合算値と収集運搬した産業廃棄物量とは一致しません。

#### (2) 中間処理施設での処理状況

平成 27 年度における県内の中間処理施設による処理量は 1,716,174t であり、このうち民間の排出事業者・処理業者による処理が 1,689,317t と約 98%を占めています。

また、処理された廃棄物の種類別では、がれき類が 1,006,038t、汚泥が 170,679t であり、これらで全体の約 69%を占めています。

表-19 中間処理施設での処理量(平成 27 年度)

設置主体 廃棄物名		民間		公共		合計
		排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
汚泥		54,069	89,754	26,857	0	170,679
	脱水	47,770	0	24,046	0	71,816
	乾燥	2,013	0	2,811	0	4,824
	焼却	409	16,317	0	0	16,726
	その他	3,876	73,437	0	0	77,314
がれき類		906	1,005,133	0	0	1,006,038
廃油		0	87,850	0	0	87,850
	油水分離	0	58,353	0	0	58,353
	焼却	0	17,091	0	0	17,091
	その他	0	12,405	0	0	12,405
廃酸・廃アルカリ		2,566	17,820	0	0	20,386
廃プラスチック類		9,085	89,996	0	0	99,081
	焼却	8,479	2,997	0	0	11,476
	破碎	606	77,317	0	0	77,923
	その他	0	9,682	0	0	9,682
木くず		0	143,387	0	0	143,387
紙くず		0	6,146	0	0	6,146
その他の廃棄物		2,932	179,674	0	0	182,607
合計		69,558	1,619,759	26,857	0	1,716,174

(注) 公共には、公共関与の処理業者分を含みます。

(3) 最終処分場での処理状況

平成 27 年度における県内の最終処分場による処理量は 80,343t でした。

表-20 最終処分場での処理量(平成 27 年度)

(t)

設置主体 施設の種類	民間		公共		合計
	排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
安定型	0	3,284	246		3,530
管理型				76,813	76,813
合計	0	3,284	246	76,813	80,343



西川 萌さん（長浜市立びわ中学校 2 年）の作品

(4) 許可登録状況

平成 27 年度末における、本県の処理業許可を有する産業廃棄物処理業者数は 3,205 者で、のうち収集運搬のみを行う業者は 3,094 者と、全体の約 97%となっています。

表-21 産業廃棄物処理業 許可業者数 (平成 27 年度末現在)

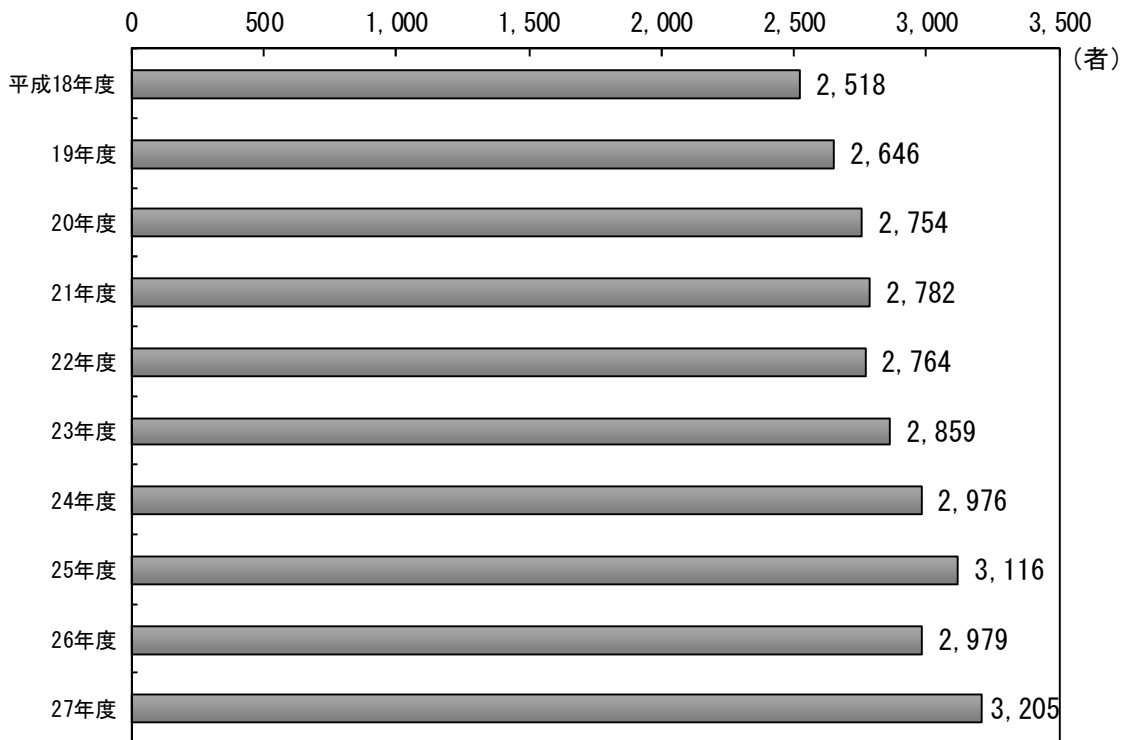
許可形態 \ 県内外別	全体	県内業者	県外業者
産業廃棄物処理業者全体	3,205	1,007	2,198
収集運搬のみ	3,094	911	2,183
中間処理のみ	11	8	3
最終処分のみ	1	1	0
収集運搬 + 中間処理	94	82	12
収集運搬 + 最終処分	1	1	0
中間処理 + 最終処分	0	0	0
収集運搬 + 中間処理 + 最終処分	4	4	0

表-22 産業廃棄物処理業 新規許可等の件数 (平成 27 年度)

許可等の種類	収集運搬	処分業		
		中間処理	最終処分	中間・最終
新規許可	230	2	0	0
更新許可	399	27	0	2
業廃止 <sup>※</sup>	24	1	0	0

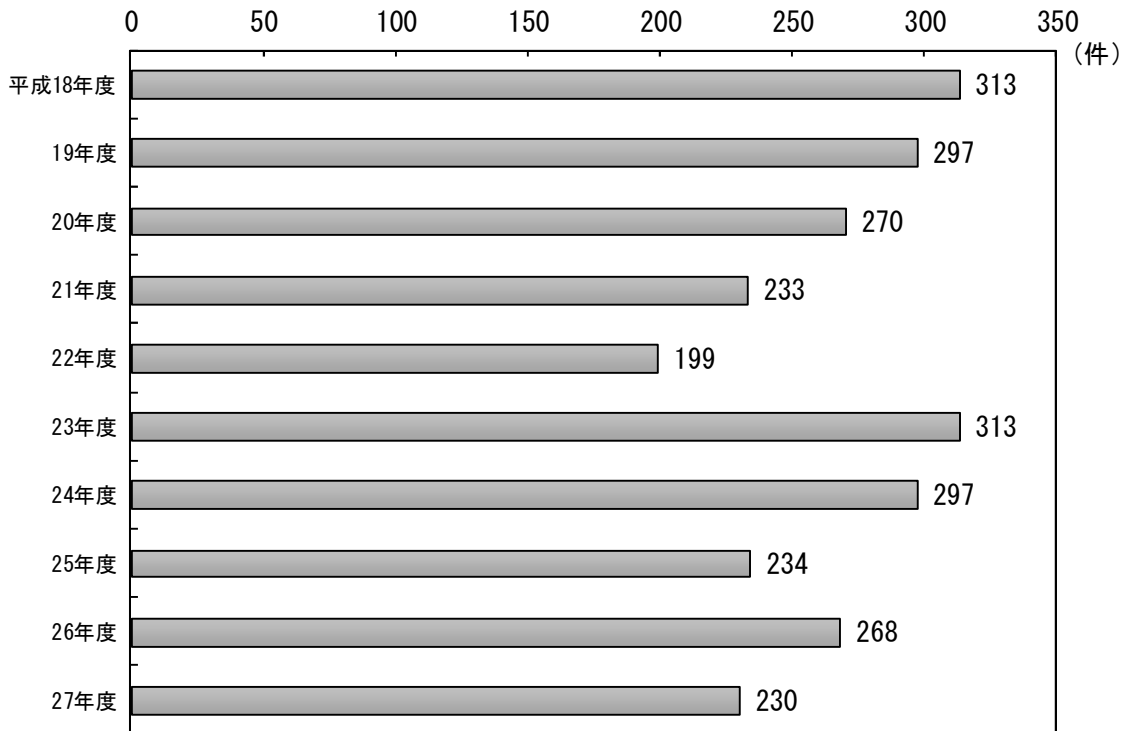
(注) 許可の取消、許可の失効は件数に含んでいません。

図-26 産業廃棄物処理業 許可業者数の推移



(注) 平成21年度からは大津市（中核市での許可）の数は含んでいません。

図-27 産業廃棄物処理業 新規許可件数の推移



(注) 平成21年度からは大津市（中核市での許可）の数は含んでいません。

#### 4 産業廃棄物処理施設の状況

平成 27 年度末における産業廃棄物処理施設は 181 施設で、このうち中間処理施設が 172 施設、最終処分場が 9 施設となっています。

表－23 焼却処理施設の設置状況(平成 27 年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (区分ごとの合計)
汚泥の焼却施設	3	21.8 (m <sup>3</sup> /日)
廃油の焼却施設	4	184.2 (m <sup>3</sup> /日)
廃プラスチック類の焼却施設	8	55.1 (t/日)
焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	14	373.3 (t/日)
計	29	-

表－24 焼却以外の中間処理施設の設置状況(平成 27 年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (施設の種類ごとの合計)
汚泥の脱水施設	29	1,442.6 (m <sup>3</sup> /日)
汚泥の乾燥施設(機械)	2	79.0 (m <sup>3</sup> /日)
廃油の油水分離施設	7	876.2 (m <sup>3</sup> /日)
廃酸・廃アルカリの中和施設	2	168.0 (m <sup>3</sup> /日)
廃プラスチック類の破碎施設	30	2,460.6 (t/日)
木くず又はがれき類の破碎施設	73	31,631.2 (t/日)
計	143	-

表-25 最終処分場の設置状況(平成27年度末現在)

設置主体		施設の種類				
		安定型	管理型	遮断型	計	
排出事業者 (民間)	施設数	1	0	0	1	
	面積(m <sup>2</sup> )	3,414	0	0	3,414	
	容積(m <sup>3</sup> )	4,799	0	0	4,799	
	残容積(m <sup>3</sup> )	223	0	0	223	
処理業者 (民間)	施設数	6	0	0	6	
	面積(m <sup>2</sup> )	31,831	0	0	31,831	
	容積(m <sup>3</sup> )	207,877	0	0	207,877	
	残容積(m <sup>3</sup> )	34,401	0	0	34,401	
公 共	排出事業者	施設数	1	0	0	1
		面積(m <sup>2</sup> )	21,756	0	0	21,756
		容積(m <sup>3</sup> )	52,044	0	0	52,044
		残容積(m <sup>3</sup> )	17,299	0	0	17,299
	処理業者	施設数	0	1	0	1
		面積(m <sup>2</sup> )	0	98,000	0	98,000
		容積(m <sup>3</sup> )	0	1,300,000	0	1,300,000
		残容積(m <sup>3</sup> )	0	794,354	0	794,354
公 共 計	施設数	1	1	0	2	
	面積(m <sup>2</sup> )	21,756	98,000	0	119,756	
	容積(m <sup>3</sup> )	52,044	1,300,000	0	1,352,044	
	残容積(m <sup>3</sup> )	17,299	794,354	0	811,653	
計	施設数	8	1	0	9	
	面積(m <sup>2</sup> )	57,001	98,000	0	155,001	
	容積(m <sup>3</sup> )	264,720	1,300,000	0	1,564,720	
	残容積(m <sup>3</sup> )	51,923	794,354	0	846,277	

表-26 処理施設の新規設置許可件数(平成27年度)

	新規設置許可件数
中間処理施設	5件
	(内訳)
	廃プラスチック類の破碎施設 2 施設
	木くず又はがれき類の破碎施設 3 施設
最終処分場	0件

## 5 公共関与による産業廃棄物処理事業

(公財)滋賀県環境事業公社は、国の「廃棄物処理センター」の指定を受け、産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」の整備を実施し、平成20年10月30日から供用しています。

表-27 公共関与による産業廃棄物処理事業の概要（平成28年3月末現在）

事業主体の名称	公益財団法人 滋賀県環境事業公社
所在地	甲賀市甲賀町神 645 番地 Tel0748-88-9191
施設の名称および所在地	クリーンセンター滋賀 甲賀市甲賀町神 645 番地
出資団体および出資金額の内訳	事業者 27,700 千円 基本財産 55,700 千円 県 18,000 千円 市町 10,000 千円
設立年月日	昭和 57 年 12 月 16 日
事業開始	平成 20 年 10 月 30 日
事業内容	埋立処分（管理型） 埋立面積：98,000m <sup>2</sup> 全体埋立容量：1,300,000m <sup>3</sup>
受入廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、建設系混合廃棄物、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物



塚本 千尋さん（彦根市立南中学校3年）の作品

## 6 PCB廃棄物保管状況等届出の状況

PCBを含む高圧トランス、コンデンサ等を保管する事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）第3条の規定により、自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないと定められているとともに、同法第8条の規定により、毎年度、その保管・使用状況等に関して滋賀県知事（大津市にあっては、大津市長）に届出書を提出することを義務づけられています。

平成23年から平成26年の各年度末におけるPCB廃棄物の保管等の状況について、事業者から本県に対し届け出られたものは表-28、29のとおりです。

これらPCB廃棄物を保管する事業者は、関係法令に基づき、平成38年度までにその全量の適正処理を行わなければなりません。

表-28 PCB廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末	
	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)
高圧トランス	102	394	90	385	91	326	91	347
高圧コンデンサ	393	1,907	341	1,573	254	1,074	162	688
低圧トランス	12	22	12	21	20	30	21	34
低圧コンデンサ	74	10,929	69	11,081	67	9,872	62	9,922
柱上トランス	0	0	0	0	0	0	0	0
安定器	136	59,622	136	57,669	138	58,727	146	62,090

(注) 大津市を含んでいません。

表-29 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況

廃棄物の種類	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末	
	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)
高圧トランス	39	87	33	86	31	84	33	91
高圧コンデンサ	41	127	33	113	21	100	18	104
低圧トランス	2	2	2	2	2	9	2	21
低圧コンデンサ	1	1	1	1	2	2	0	0
柱上トランス	0	0	0	0	0	0	0	0
安定器	9	685	5	133	3	103	4	251

(注) 大津市を含んでいません。



## 7 監視指導等の状況

「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」（平成 21 年滋賀県告示第 77 号）に基づき平成 27 年度に行った事業所等に対する立入調査は 467 件、法に基づく行政処分は 13 件でした。

また、平成 27 年における廃棄物処理法違反による検挙件数は 69 件、検挙者数は 73 人でした。

表－30 立入検査の件数

	平成26年度	平成27年度
立入対象施設数	401	395
立入施設数	401	395
立入施設延べ数	458	467

表－31 行政処分等の件数(平成 27 年度)

行政処分等	件数
改善命令	1
措置命令	0
処理施設使用停止命令	0
処理業許可停止命令	0
処理業許可取消	9
処理業不許可	2
処理施設設置許可取消	1
指導票交付	73

表－32 廃棄物処理法違反による検挙件数等の推移

	平成 17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
検挙件数(件)	88	81	83	82	105	84	86	72	76	69	69
検挙者数(人)	104	106	104	102	127	97	106	87	83	79	73

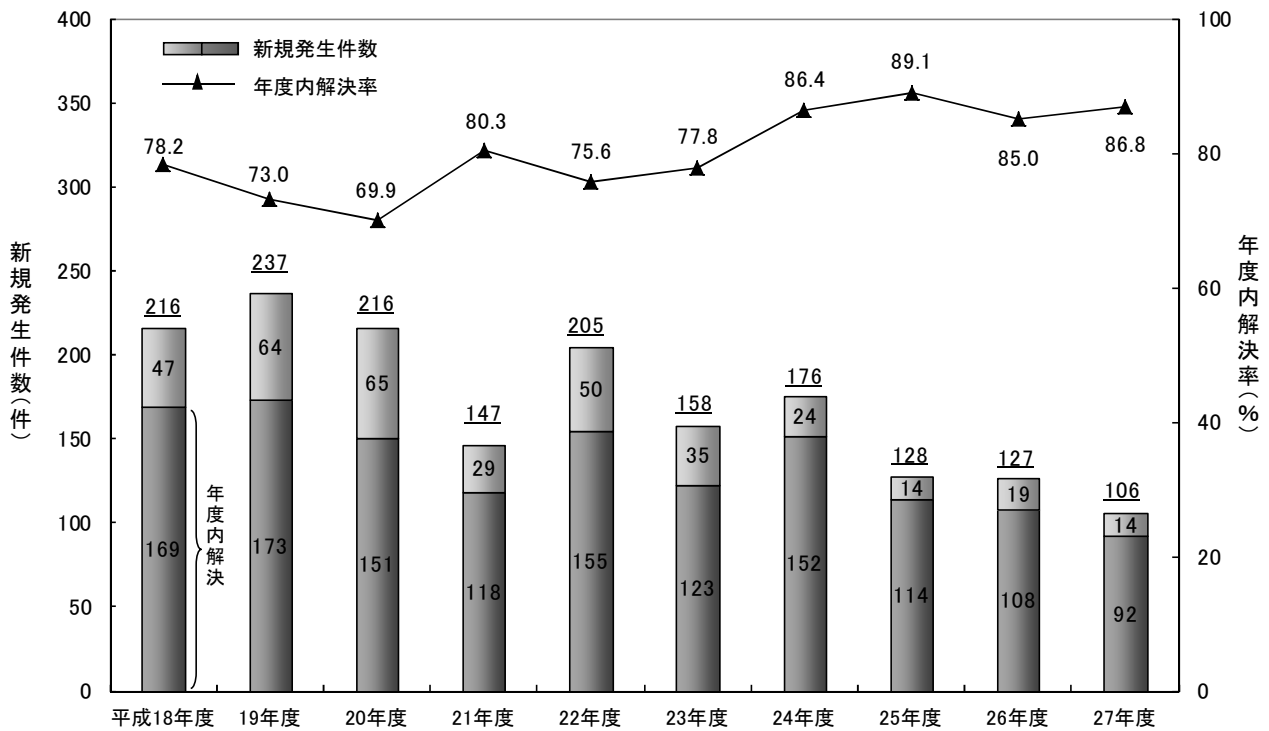
(注) 検挙件数は、年単位での集計になっています。

## 8 不法投棄等の状況

滋賀県における産業廃棄物の不法投棄事案の特徴としては、平成 27 年度の新規発生件数は 106 件で、平成 18 年度のころの新規発生件数 216 件に比べると最近は大きく減少しています。しかし、悪質かつ巧妙な手口の不法投棄等の不適正事案は跡を絶たない状況で、平成 27 年度は、大規模（約 11 万トン）な不適正事案（不法な廃棄物の埋め立て）が発生しました。

産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数の推移は図-28 のとおりです。

図-28 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移



(注) 平成21年度に中核市になった大津市の件数を含みます。

## 9 不法投棄対策

不法投棄や不適正処理が発生すると地域社会の生活環境への影響が大きく、また、発見が遅れると、その是正には長い時間と多額の費用、多大な労力が必要になります。

そのため、県では、不法投棄等の未然防止とともに早期発見・早期対応を重視し、不法投棄監視指導員を配置して定期パトロールを行うほか、休日や早朝・夜間に対応するための民間警備会社への委託パトロール、監視カメラの活用、ドローンやヘリコプターによるスカイパトロール、警察と連携した監視取締、近隣府県との共同による路上検査などを実施しています。

さらに、このような行政による監視活動に加えて、地域住民などにより構成される不法投棄防止パトロール隊や郵便局・農業協同組合・森林組合・トラック協会などの事業者の方々の協力を得るなど、監視体制の強化を図っています。

### (1) 地域ごみ対策会議の開催

産業廃棄物等の不法投棄事案に迅速・的確かつ厳正に対処するとともに、これらの不法投棄の未然防止を図るため、各環境事務所管内に地域ごみ対策会議を設置しています。

当会議では、構成員である県関係機関・市町・警察が連携を強化し、一体となって不法投棄事案に対処するとともに、不法投棄等に係る総合的かつ効果的な対策等を講じるための取組を推進しています。

### (2) 不法投棄防止強調月間事業

平成6年度から10月を「不法投棄防止強調月間」と定め、当該期間内に産業廃棄物等の不法投棄防止に対する意識を県民に集中的に喚起するなどして、廃棄物に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、地域における廃棄物の不法投棄に対しても、関係部局・機関の協調のもとに集中的な監視パトロールを展開するなどして、その根絶に向けた取組を行っています。

#### ●啓発活動

- ・ 広報車による啓発
- ・ パンフレットによる啓発
- ・ のぼり旗による啓発

#### ●監視指導活動

- ・ 地域ごみ対策会議構成員合同でのパトロール
- ・ 産業廃棄物許可施設への立入検査
- ・ 産業廃棄物運搬車両の路上検査
- ・ 工事現場立入による産業廃棄物適正処理指導

(3) 地域協働原状回復事業

不法投棄防止パトロール隊等により発見され、行為者が不明等で放置されていることにより地域の景観に支障がある産業廃棄物について、地域住民と市町・県が協働で撤去し、原状回復を図ります。

(4) その他の事業

- ・ 監視パトロール（平日）
- ・ 不法投棄、不適正保管、野外焼却の指導・取締り
- ・ 民間警備会社への監視パトロール委託（休日や早朝・夜間）
- ・ スカイパトロール（ヘリコプターやドローンによる上空からの監視）
- ・ 郵便局、森林組合等の協力による不法投棄監視

●電子マニフェスト

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載した産業廃棄物管理票（以下、マニフェストという。）を交付し、報告を受けることで適正に処理されたことを把握・管理する制度のことを「産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）」といいます。

このマニフェストを電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク内で情報共有し、事務処理の効率化ができる仕組みが電子マニフェストです。

滋賀県では、この電子マニフェストを促進しており、平成26年度における県内の電子マニフェスト利用率は40.7%となっています。



ヒメネス 一聖さん（彦根市立南中学校3年）の作品

## マイバッグ携帯キャッチコピー受賞作品

最優秀賞 「お出かけに いつも携帯 マイバッグ」

優秀賞 どこいこ？ つれてこ マイバッグ♡  
持ってます いつも笑顔と マイバッグ  
便利だね いつもカバンに マイバッグ

### ●マイバッグ携帯

事業者、県民団体および行政で構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」では、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化の推進に取り組んでおり、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため、買い物に出かける時に限らず、外出の際にはマイバッグを携帯する「マイバッグ携帯」の啓発活動を実施しており、レジ袋削減に関するさらなる取組の拡大を図っています。

### ●マイバッグ携帯キャッチコピー

平成27年度に募集したマイバッグ携帯キャッチコピーの受賞作品を啓発チラシやポスターに活用し、マイバッグ携帯の普及啓発を図っています



## 滋賀県の廃棄物

平成29年3月発行

編集・発行

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL (077) 528-3472

FAX (077) 528-4845



廃棄物に関する  
総合情報サイト

「ごみゼロしが」は、事業者や団体、行政が実施するごみの減量・資源化につながる取組や事業者支援を目的とした補助金等の情報を紹介しているHPです。平成 28 年のリニューアルにより、役立つ情報が一層充実しました。

詳しくは、下記のURLから県HPをご覧ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/haikibutsu/gomizero/index.html>

※「ごみゼロしが」のメールマガジンでは、最新情報等を配信していますので登録をお願いします。

